

## はじめに

近年では、急速な少子高齢化に伴う人口減少、核家族化の進行による家族形態の変化、保護者の就労形態の多様化等、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

国は、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」施行による「学校教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保等の円滑な実施を推進する中、昨年10月からの「幼児教育・保育の無償化」を始め、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき子どもの貧困対策を推進するなど、保護者や子どものための様々な政策に取り組んでいるところです。

笠岡市におきましても、平成27年度からの5か年計画として子育て支援施策の具体的かつ総合的な計画である「笠岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、家庭、地域、学校、事業所等が連携して取組を進めてまいりました。その実績を踏まえて、更にこの5年間の新たな動向を考慮しつつ、この度、次期5か年計画の新たな柱としまして、子どもの虐待防止及び貧困対策を盛り込む「第2期笠岡市子ども・子育て支援計画」を策定いたしました。引き続き、地域や関係機関と行政の緊密な連携のもと、安全かつ安心な環境の中で支え合いながら事業を推進してまいります。

社会の未来を担う全ての子ども達が心身ともに健やかに成長することは、皆の願いです。子ども達が一人でも多く生まれて、親子2世代・3世代が一緒に暮らせる社会を創り、子ども達が生まれて良かった、住んで良かったと思える笠岡にするため、一層の取組を推進してまいります。

また、策定にあたりましては、様々な立場の方々から子育て家庭に対するアンケート調査等により貴重なご意見を賜り、それらを集約した上で、笠岡市子ども・子育て推進会議でご審議をいただいたところでもあります。

最後に、この計画の策定にあたりご尽力いただきました「笠岡市子ども・子育て推進会議」の委員の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」等にご協力いただきました市民・関係団体の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和2年3月



笠岡市長 小林 嘉文

## はじめに

<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の対象 .....	1
3 計画の位置づけ .....	2
4 計画の期間 .....	4
5 計画の策定体制 .....	4
<b>第2章 笠岡市の子どもを取り巻く現状</b> .....	<b>5</b>
1 人口等の動向 .....	5
2 就労の状況 .....	10
3 事業の実施状況 .....	11
4 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果 .....	19
<b>第3章 第1期計画の評価と課題点のまとめ</b> .....	<b>32</b>
1 数値目標の達成状況 .....	32
2 現状と課題 .....	34
<b>第4章 子どもの貧困対策</b> .....	<b>38</b>
1 笠岡市子どもの生活実態調査 .....	38
<b>第5章 計画の基本的な方向</b> .....	<b>51</b>
1 計画の基本理念 .....	51
2 計画の基本的な視点 .....	52
3 施策の体系 .....	54

## 第6章 次世代育成支援行動計画..... 56

基本的な視点1	子どもが健やかに育つ環境づくり	56
基本目標1	幼児期の教育・保育及び子どもの教育環境の充実	56
基本目標2	子どもの健やかな成長への支援の充実	58
基本的な視点2	子と親に対する支援体制づくり	61
基本目標3	生まれる前からの切れ目ない支援の充実	61
基本目標4	支援サービス及び情報提供の充実	63
基本目標5	どの家庭も安心して子育てできる環境の充実	66
基本目標6	親の子育て力の向上	68
基本的な視点3	地域全体で子育てを応援するまちづくり	69
基本目標7	子育てを支援する地域社会づくりの推進	69
基本目標8	仕事と家庭の両立支援の推進	70

## 第7章 子ども・子育て支援事業計画..... 71

1	教育・保育提供区域の設定	71
2	学校教育・保育の量の見込み・提供体制の確保	72
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保内容・実施時期	73
4	教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	81
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	81
6	「新・放課後子ども総合プラン」に係る事業計画	82
7	事業目標	84

## 第8章 計画の推進..... 86

1	計画の推進体制	86
2	計画の進捗状況の管理・評価	86

## 資料編

1	用語解説	87
2	笠岡市子ども・子育て支援事業計画の策定経過	88
3	笠岡市子ども・子育て推進会議条例	89
4	笠岡市子ども・子育て推進会議委員名簿	90



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

近年の少子高齢化の急速な進行に伴い、核家族化や地域のつながりの希薄化などを背景とした子育てへの不安感や孤立感を抱える保護者の増加など、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、国では待機児童の解消や子育て家庭の負担感、孤立感などに対応するため、2012（平成 24）年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、この「子ども・子育て関連3法」に基づき、2015（平成 27）年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

本市では、全ての子どもの育ちと子育て中の保護者を支援するため、安心して子どもを産み育てられるまちの実現に向けて、2015（平成 27）年3月に「笠岡市子ども・子育て支援事業計画」（以下、第1期計画）を策定しました。

新制度の施行後も、子どもやその保護者を取り巻く環境は変化しており、国は2017（平成 29）年6月に「子育て安心プラン」で、待機児童の解消と女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備等を進めていくこととしています。また、国は「3歳児以上の幼児教育・保育無償化」の重要政策を打ち出し、2019（令和元）年10月から実施しています。

このような状況の中、本市においても、社会の未来をつくる存在である子どもが健やかに育ち、また、保護者が安心して子どもを産み育てることができるよう、学校教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、子ども・子育て支援のための取組を総合的かつ計画的に推進するために、「第2期笠岡市子ども・子育て支援事業計画」（以下、第2期計画）を策定します。

## 2 計画の対象

本計画の対象は、市内の全ての子どもとその家族、地域住民、事業所、行政及び子育てに関する個人や団体等とし、「子ども」とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね 18 歳未満を対象とし、一部事業については妊産婦を対象としています。

### 3 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第61条に基づく法定計画としての本計画は、全ての子どもの育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、「笠岡市子ども条例」、更に子どもの虐待防止に焦点をあてた条例としての「笠岡市子どもを虐待から守る条例」などに定める家庭の役割、学校園等の役割、地域社会の役割、事業所の役割、市の役割について認識を深め、一体となって子ども・子育てを推進するための笠岡市の取組として位置づけます。

また、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画と「子ども・子育て支援法」による子ども・子育て支援事業計画として、市の「学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保等の円滑な実施に向けた事業計画を定めるものです。

そして、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策を推進する「市町村における子どもの貧困対策についての計画」を内包するものです。

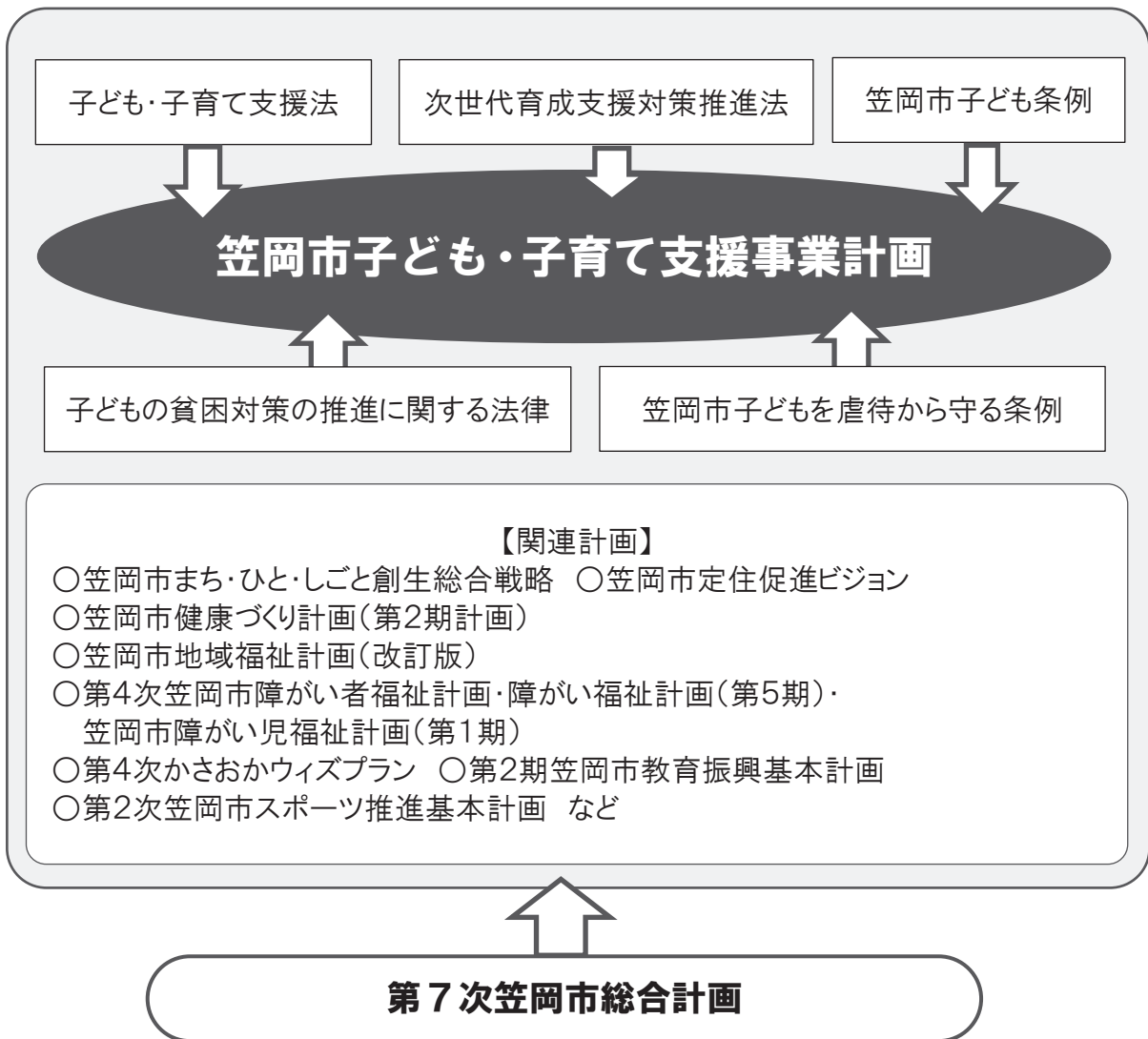
さらに、笠岡市のまちづくりの方向性を示した「第7次笠岡市総合計画」を上位計画とし、その他の関連計画との整合を図り策定します。

計画名称	市町村計画の名称	根拠法, 根拠規定等	位置付け
第2期笠岡市 子ども・子育て 支援事業計画 (本計画)	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	義務
	市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条	任意
	子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条2	努力義務
	市町村行動計画等	新・放課後子ども総合プラン※	努力義務

※ 『「新・放課後子ども総合プラン」について』2018（平成30）年9月14日30文科生第396号・子発0914第1号

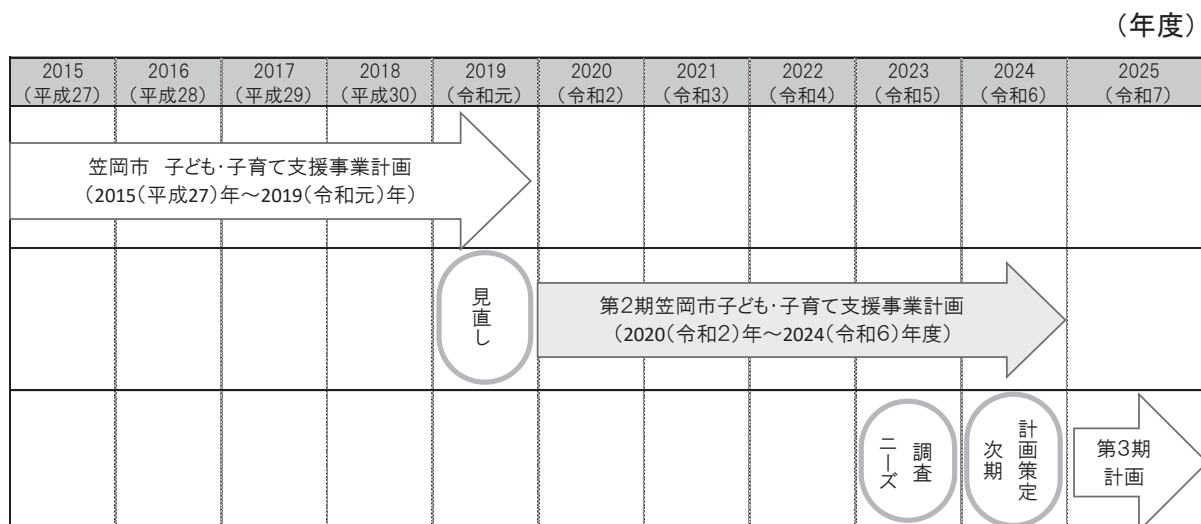


【第2期計画の位置づけ（図）】



## 4 計画の期間

本計画は、5年を1期とした計画とし、2020（令和2）～2024（令和6）年度までの5年を第2期計画期間とします。



## 5 計画の策定体制

### （1）子育て支援に関するアンケート調査等の実施

2020（令和2）年度からの次期計画の策定に向けた基礎資料とするため、就学前と就学後の子どもの保護者等を対象にアンケート調査等を実施し、地域の子育て支援に関する現状及び要望等を把握しました。

### （2）笠岡市子ども・子育て推進会議の開催

この計画に対し子育て当事者等の意見を反映するため、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「笠岡市子ども・子育て推進会議」を開催し、今後の子育て支援や計画の考え方について審議しました。

### （3）パブリック・コメントの実施

本計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。（2020（令和2）年1月20日～2月10日実施）



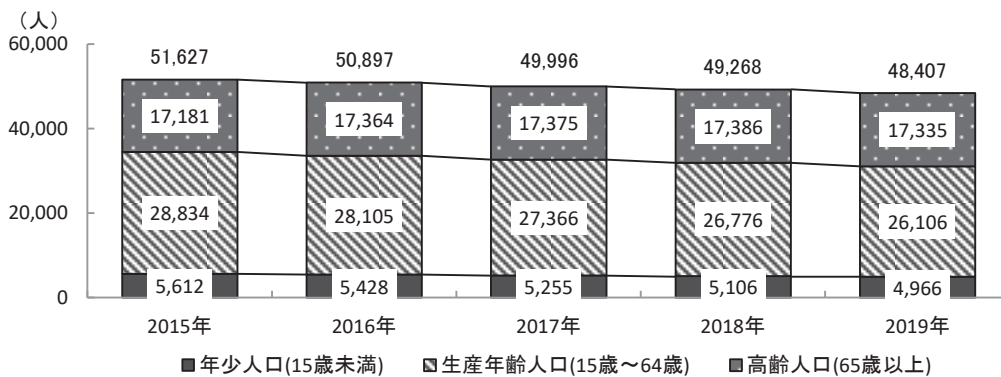
## 第2章 笠岡市の子どもを取り巻く現状

### 1 人口等の動向

#### (1) 総人口と年齢3区分人口

2019（平成31）年4月1日現在の総人口は48,407人となっており、年々減少傾向にあります。高齢人口は2015（平成27）年～2019（令和元）年にかけて増加傾向となっていますが、年少人口と生産年齢人口は年々減少傾向にあり、今後も少子高齢化が進行していくことが予測されます。

【年齢3区分人口（図）】

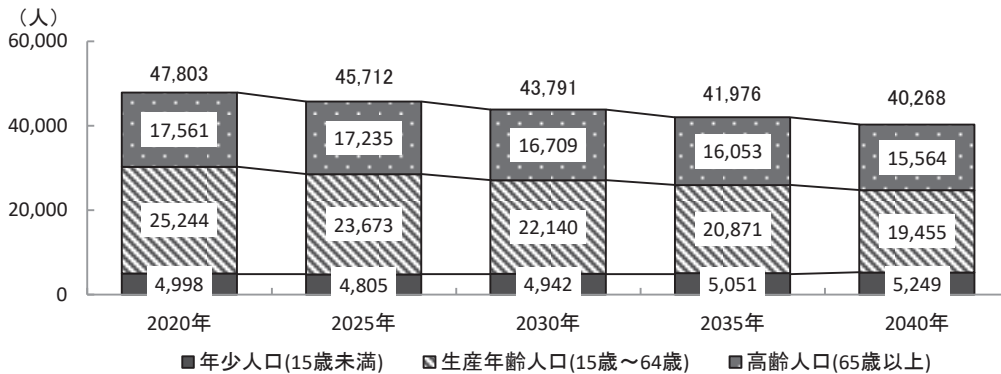


資料：笠岡市 HP（各年4月1日現在）

#### (2)-① 推計人口の推移

推計人口は、年少人口がやや増加することが見込まれていますが、総人口については年々減少傾向と予測され、2040（令和22）年では40,268人となっています。

【年齢3区分推計人口（図）】

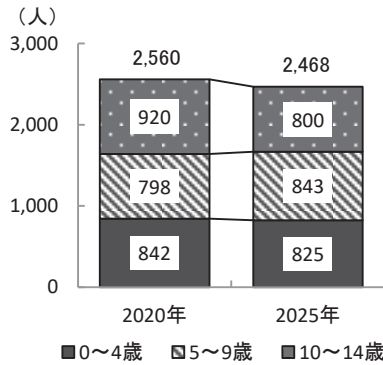


資料：平成30年12月3日改定 笠岡市人口ビジョン

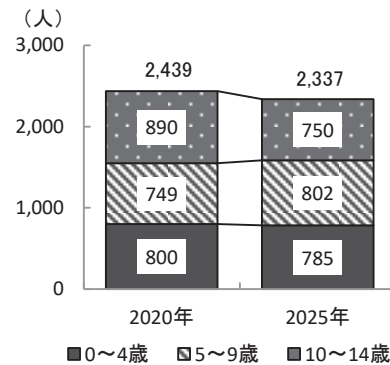
## (2)-②年少推計人口の推移

年少推計人口を性別で見ると、男女ともに減少が予測され、2025（令和7）年では男子は2,468人、女子は2,337人となっています。男女いずれも10～14歳が大きく減少することが見込まれます。

【年少推計人口（男子\_5歳階級）（図）】



【年少推計人口（女子\_5歳階級）（図）】

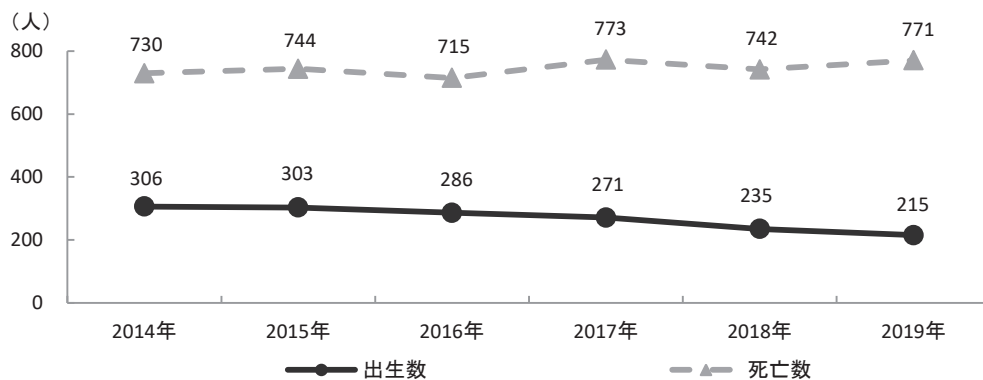


資料：2018（平成30）年12月3日改定 笠岡市人口ビジョン

## (3)出生数と死亡数の推移

出生数は年々減少しており、2019（令和元）年には215人となっています。死亡数は増加と減少を繰り返し推移しています。

【出生数・死亡数（図）】

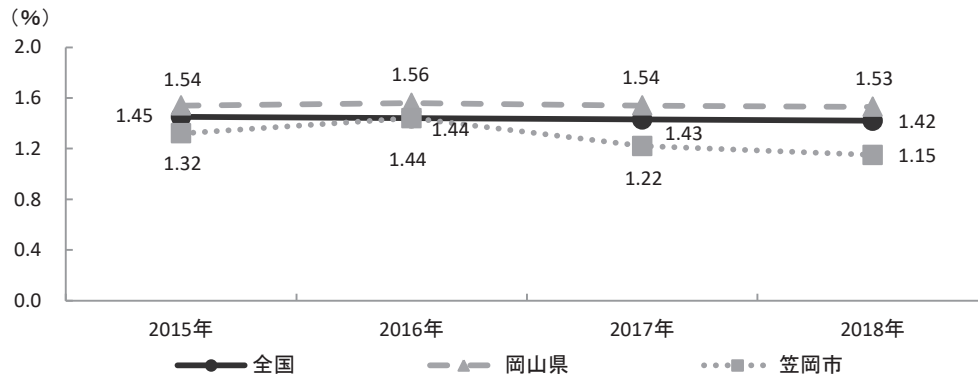


資料：市民課

#### (4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、ほとんどの年で笠岡市が全国と岡山県より低い数値で推移しており、2018（平成30）年では1.15%となっています。

【合計特殊出生率（図）】



資料：平成30年衛生統計年報の暫定値 県より提供

#### ◇ 計算式

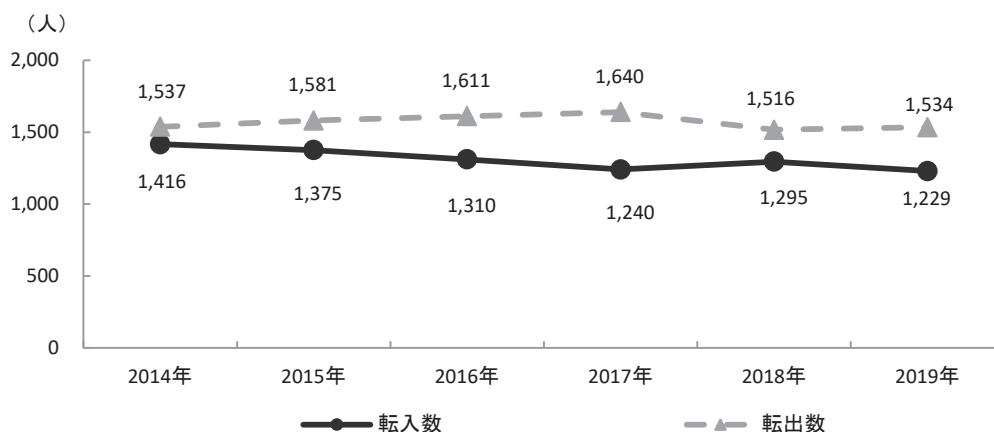
$$\text{合計特殊出生率} = \left[ \frac{\text{母の年齢別出生数（年齢5歳階級）}}{\text{年齢別女性人口（年齢5歳階級の15歳～49歳までの各年齢階級の合計）}} \times 5 \right]$$

※算出に用いた出生数の15歳及び49歳にはそれぞれ14歳以下、50歳以上を含んでいます。

#### (5) 転入数と転出数の推移

本市からの転出数は、2014（平成26）年～2017（平成29）年まで増加傾向にありましたが、2018（平成30）年では減少し、2019（令和元）年では1,534人となっています。転入数は、2014（平成26）年～2017（平成29）年まで減少傾向にありましたが、2018（平成30）年ではやや増加しており、2019（令和元）年では1,229人となっています。

【転入数・転出数（図）】

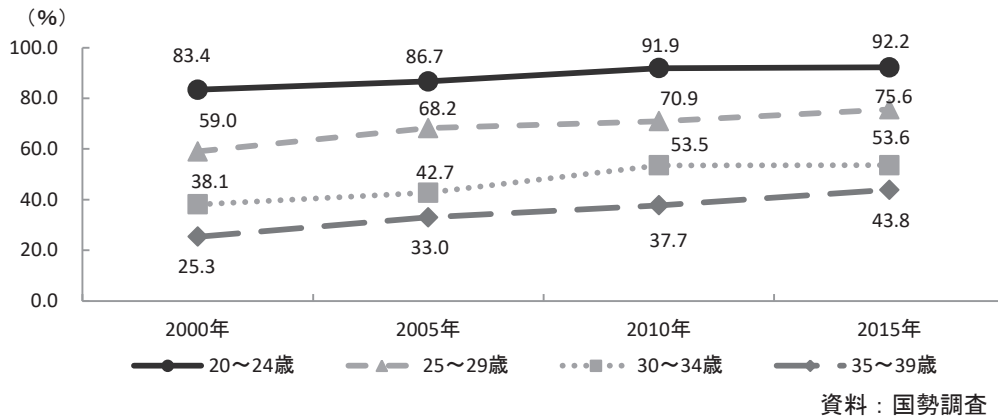


資料：市民課

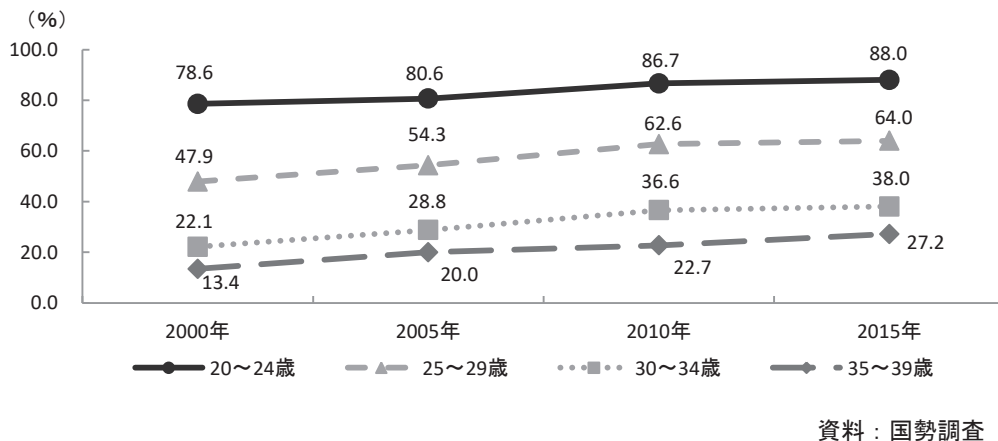
## (6) 未婚率の推移

男女どちらも、ほとんどの年代で未婚率が増加しており、2015（平成 27）年の 35～39 歳の男性では 43.8%となっています。

【男性の未婚率（図）】



【女性の未婚率（図）】



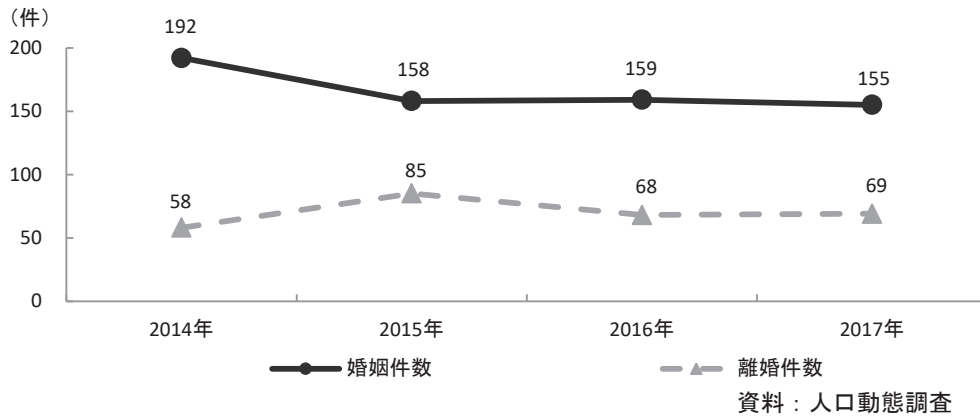
※2015（平成 27）年に関しては国勢調査に記載している数値をそのまま使用。

※2000（平成 12）年～2010（平成 22）年は配偶関係総数（年齢別）÷未婚数（年齢別）で算出。

## (7) 婚姻・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、2014（平成26）年～2015（平成27）年にかけて大きく減少し、その後はほぼ横ばいとなっています。離婚件数も同様に、ほぼ横ばいの状態となっています。

【婚姻・離婚件数（図）】



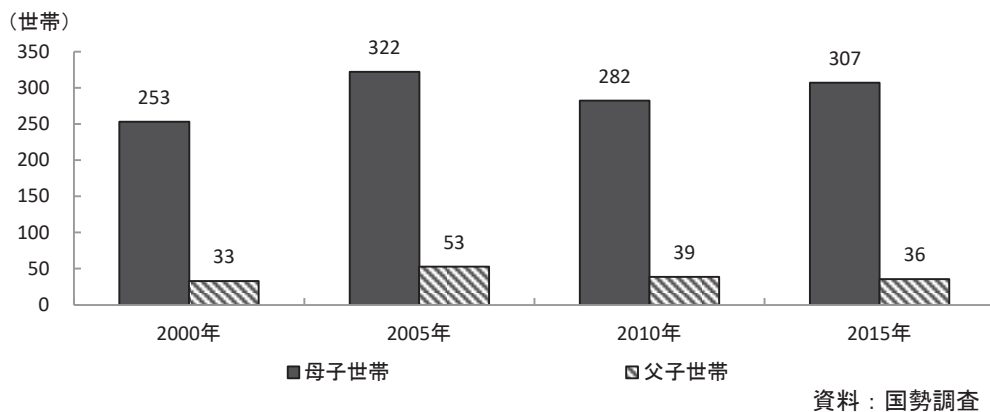
## (8) 世帯数の推移

本市の総世帯数は2005（平成17）年から2010（平成22）年にかけて大きく減少しましたが、その後はやや増加し、2015（平成27）年で19,127世帯となっています。また、1世帯当たりの人数は2.53人となっています。母子世帯は増減を繰り返し、2015（平成27）年には307世帯となっています。

【世帯の推移（表）】

区分	2000(平成12)年	2005(平成17)年	2010(平成22)年	2015(平成27)年
母子世帯(世帯)	253	322	282	307
父子世帯(世帯)	33	53	39	36
総世帯(世帯)	19,786	20,192	19,604	19,127
1世帯当たりの人数(人)	2.89	2.73	2.66	2.53

【母子世帯・父子世帯（図）】



## 2 就労の状況

### (1) 女性の年齢階層別就業率の推移

女性の年齢階層別就業率では、20歳～59歳にかけて笠岡市が全国を上回っていますが、60歳代以降では全国を下回る結果となっています。また、国が目標値として掲げる25～44歳の女性の就業率は、2015（平成27）年には74.7%と最高値となり、岡山県の数値を上回っています。

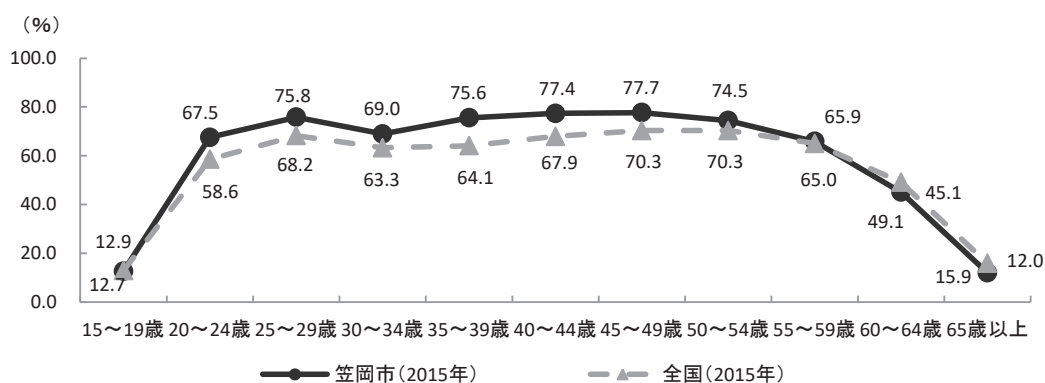
【女性の年齢別就業率の推移（表）】

単位：％

年齢区分	笠岡市				岡山県
	2000(平成12)年	2005(平成17)年	2010(平成22)年	2015(平成27)年	2015(平成27)年
15～19歳	9.8	11.5	10.9	12.7	13.3
20～24歳	69.3	64.3	62.4	67.5	61.7
25～29歳	67.6	71.9	71.6	75.8	73.3
30～34歳	59.3	65.1	68.0	69.0	68.3
35～39歳	66.4	69.9	68.8	75.6	70.0
40～44歳	73.4	73.8	71.5	77.4	74.6
45～49歳	73.2	75.1	72.1	77.7	76.5
50～54歳	66.3	68.6	69.4	74.5	75.3
55～59歳	58.3	57.0	57.2	65.9	68.2
60～64歳	36.7	37.8	38.5	45.1	50.5
65～69歳	22.1	23.1	21.8	27.5	32.8
70～74歳	16.7	16.2	12.6	16.8	19.7
75～79歳	8.7	10.4	6.2	8.6	11.7
80～84歳	4.2	5.8	4.0	4.3	6.4
85歳以上	2.1	2.1	1.2	1.6	2.4
25～44歳	66.8	70.1	69.9	74.7	71.7

資料：国勢調査

【女性の年齢階層別就業率（図）】



資料：国勢調査

### 3 事業の実施状況

#### (1)法定 13 事業

##### ①利用者支援事業

利用者支援事業は、年々計画どおり推移しています。

##### 【施設の状況】

単位：か所

区分	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度
実績	1	1	1	2	2
見込み	1	1	1	1	2

資料：子育て支援課

##### ②延長保育事業

通常の保育時間終了後は、9か所の保育所（園），認定こども園で延長保育を実施しています。年間の利用人数は、2015（平成27）年度～2017（平成29）年度で見込みを実績が上回っていますが、2018（平成30）年度では見込みを実績が下回っています。

##### 【延長保育の実施状況】

単位：か所，人

区分	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度
実績	8	8	8	9
実績	398	385	444	266
見込み	204	195	190	406

資料：こども育成課

##### ③放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、小学1～3年生の年間の利用人数は見込みを実績が上回っていますが、小学4～6年生では見込みを実績が下回っています。

##### 【放課後児童クラブの実施状況】

単位：か所，人

区分	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度
実績	16	17	16	16
(低学年) 実績	408	389	384	407
見込み	360	376	366	366
(高学年) 実績	117	112	98	94
見込み	269	266	265	258

資料：子育て支援課

#### ④地域子育て支援拠点事業

現在、5か所で地域子育て支援拠点事業を実施しており、年間の延べ利用人数は見込みを実績が下回っています。

##### 【地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数】

単位：か所，人

区分	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度
実績	5	5	5	5
実績	19,292	21,061	20,929	20,603
見込み	33,652	32,348	30,345	25,035

資料：子育て支援課

#### ⑤子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

子育て短期支援事業(ショートステイ事業)は、現在1か所で実施しており、年間の延べ利用人数は2015(平成27)年度～2017(平成29)年度まで利用人数を見込んでいませんでしたが、実際は2015(平成27)年度に2人、2016(平成28)年度に9人の利用がありました。2018(平成30)年度では見込みを実績が下回っています。

##### 【子育て短期支援事業の実施状況】

単位：か所，人

区分	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度
実績	1	1	1	1
実績	2	9	0	1
見込み	0	0	0	12

資料：子育て支援課

#### ⑥-1 一時預かり事業(幼稚園)

一時預かり事業(幼稚園)は、年々増加しており2018(平成30)年度では6か所となっています。1号認定の年間の延べ利用人数は、2015(平成27)年度～2017(平成29)年度までは見込みを実績が下回っていますが、2018(平成30)年度では見込みを実績が上回っています。

##### 【一時預かり事業(幼稚園)の実施状況】

単位：か所，人

区分		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度
実績		0	4	3	6
1号	実績	0	104	369	1,216
	見込み	1,287	1,223	1,225	660
2号	実績	0	0	0	0
	見込み	18,009	17,115	17,132	0

資料：こども育成課



## ⑥-2 一時預かり事業(保育所(園)等)

一時預かり事業(保育所(園)等)は、現在2か所で実施しており、年間の延べ利用人数は、2015(平成27)年度～2017(平成29)年度までは見込みを実績が下回っていますが、2018(平成30)年度は見込みを実績が上回っています。

### 【一時預かり事業(保育所(園)等)の実施状況】

単位：か所，人

区分	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度
実績	2	2	2	2
実績	1,056	1,162	1,464	1,666
見込み	1,799	1,720	1,664	1,607

資料：こども育成課，子育て支援課

## ⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(就学児のみ)

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、現在1か所で実施しており、年間の延べ利用人数は、2017(平成29)年度までは見込みを実績が上回っていますが、2018(平成30)年度は見込みを実績が下回っています。

### 【子育て援助活動支援事業の実施状況】

単位：か所，人

区分	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度
実績	1	1	1	1
実績	634	668	645	586
見込み	9	9	9	650

資料：子育て支援課

## ⑧病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、2015(平成27)年度～2016(平成28)年度では2か所で実施していましたが、2017(平成29)年度からは1か所での実施となっています。年間の延べ利用人数は、2015(平成27)年度～2017(平成29)年度で見込みを実績が大きく下回り、200～400人の利用を推移しています。

### 【病児・病後児保育事業の実施状況】

単位：か所，人

区分	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度
実績	2	2	1	1
実績	286	225	407	346
見込み	1,375	1,313	1,276	300

資料：子育て支援課

### ⑨妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業は、年間の受診者数は見込みを実績が上回っていますが、年間の延べ受診件数は見込みを実績が下回っています。

#### 【妊婦健康診査事業の実施状況】

単位：人，件

区分	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度
実績	公費負担 14回分	公費負担 14回分	公費負担 14回分	公費負担 14回分
実績	463	389	393	334
見込み	275	269	257	242
実績	3,253	2,806	2,874	2,334
見込み	3,850	3,766	3,598	3,388

資料：子育て支援課

### ⑩乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の訪問実施率は、2018(平成30)年度では96.2%となっており、年で見るとやや減少しています。また、年間の訪問件数は2015(平成27)年度～2017(平成29)年度まではほぼ計画通り推移していますが、2018(平成30)年度は見込みを実績がやや下回っています。

#### 【乳児家庭全戸訪問事業の実施状況】

単位：%，人

区分	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度
実績	97.9	96.3	96.8	96.2
実績	274	263	240	205
見込み	275	269	257	251

資料：子育て支援課

### ⑪養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の年間の延べ訪問件数は、見込みを実績が大きく上回っています。

#### 【養育支援訪問事業の実施状況】

単位：%，件

区分	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度
実績	100	100	100	100
実績	44	33	43	53
見込み	6	6	6	30

資料：子育て支援課

※⑫実費徴収に係る補足給付事業、⑬多様な主体参入促進事業は未実施

## (2)その他の事業

### ①待機児童数

待機児童数は、いずれの年も0人となっています。

#### 【待機児童数】

単位：人

区分	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度
待機児童数	0	0	0	0

資料：こども育成課

### ②特定保育事業

平成27年度から新制度移行により吸収されました。

### ③休日保育事業

休日保育事業は、現在1か所で実施しており、2015(平成27)年度～2017(平成29)年度までの利用人数は増加傾向にありますが、2018(平成30)年度ではやや減少し138人となっています。

#### 【休日保育事業の実施状況】

単位：か所，人

区分	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度
施設数	1	1	1	1
延べ利用人数	89	150	171	138

資料：こども育成課

### ④障がい児保育事業

障がい児保育事業は、基本的には全園で受け入れが可能となっており、2018(平成30)年度は入所者数が12人となっています。

#### 【障がい児保育事業の実施状況】

単位：か所，人

区分	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度
施設数	2	2	9	6
入所者数	2	4	24	12

資料：こども育成課

### ⑤乳幼児健康診査の受診率

乳児健康診査の受診率は、1歳6か月児と3歳児と比べて年々やや減少していますが、約98%とほとんどの人が受診しています。

#### 【乳幼児健診の実施状況】

単位：人，%

区分・施設		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度
乳児 健康診査	受診 状況	283	282	243	230
		279	275	236	225
		98.6	97.5	97.1	97.8
1歳6か月児 健康診査	受診 状況	331	293	268	260
		317	289	260	256
		95.8	98.6	97.0	98.5
3歳児 健康診査	受診 状況	332	334	339	276
		326	314	325	274
		98.2	94.0	95.9	99.3

資料：子育て支援課

### ⑥予防接種率

ほとんどの予防接種の実施状況は、年々減少傾向にあります。二種混合や日本脳炎は年々増加しています。

#### 【予防接種の実施状況】

単位：件

種別	対象者	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度
生ポリオ	生後3～90か月未満				
不活化ポリオ	生後3～90か月未満	94	55	19	5
四種混合	生後3～90か月未満	1,236	1,186	1,003	990
BCG	生後6か月未満(2012(平成24)年度まで) 1歳未満(2013(平成25)年度まで)	291	265 90.3	268 88.7	238 86.5
三種混合	1期(生後3～90か月未満)	4	0	0	0
二種混合	2期(11～13歳未満)	291	257	299	333
MR混合	1期(生後12～24か月未満)	304 94.4	242 78.4	284 95.6	239 87.5
	2期(小学校就学前年度)	374 95.4	327 94.5	316 93.2	323 94.2
	3期(中学1年相当)				
	4期(高校3年相当)				
日本脳炎	1期(生後6～90か月未満)	1,119	1,075	1,203	1,268
	2期(9～13歳未満)	170	333	410	415
ヒブ	生後2か月～5歳未満	1,178	1,108	988	930
小児肺炎球菌	生後3か月～5歳未満	1,181	1,117	992	920
水痘	生後12～36か月未満	567	502	526	493

資料：子育て支援課

**⑦1歳6か月児の虫歯含有率 ⑧3歳児の虫歯含有率**

虫歯含有率は、1歳6か月児、3歳児ともに2017（平成29）年度に比べてやや増加しています。

**【虫歯含有率】**

単位：％

区分	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度
1歳6か月児の虫歯	1.6	1.7	0.8	1.6
3歳児の虫歯	18.8	13.7	12.3	17.2

資料：子育て支援課

**⑨職場体験に参加して有意義であったと感じた中学生の割合**

職場体験については、2018（平成30）年度で93.6％が有意義と感じています。

**【職場体験に参加して有意義であったと感じた中学生の割合】**

単位：％

区分	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度
有意義と感じた割合	91.7	92.8	95.8	93.6

資料：学校教育課

**⑩1校当たりのいじめの認知件数**

1校当たりのいじめの認知件数については、2018（平成30）年度に増加しています。その理由は、研修会等を通して「軽微ないじめも見逃さないようにする」という認識が全国的に周知・徹底されたことにあります。

**【1校当たりのいじめの認知件数】**

単位：件

区分	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度
小学校のいじめ認知件数	0.3	0.1	0.7	2.06
中学校のいじめ認知件数	0.9	0.8	1.7	3.4

資料：学校教育課

**⑪教育相談室・教育支援員等が関わっている不登校児童の割合**

小学校のすべての不登校児童には教育相談室・教育支援員等が関わっていますが、中学校の不登校児童の割合は年々減少しています。

**【教育相談室・教育支援員等が関わっている不登校児童の割合】**

単位：％

区分	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度
小学校の不登校児童割合	100	100	100	100
中学校の不登校児童割合	100	100	94.1	88.4

資料：学校教育課

### ⑫赤ちゃんの駅設置施設数

公共施設や民間の商店等に協力を依頼し、授乳やオムツ交換ができるコーナーや設備を整備しています。2015（平成27）年度での設置数は19か所でしたが、現在の設置数は23か所となっています。

#### 【赤ちゃんの駅設置施設数】

区分	単位：か所			
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度
設置施設数	19	21	22	23

資料：子育て支援課

### ⑬育児休業取得率

2013（平成25）年実績（5年毎のニーズ調査による）と比較すると、2018（平成30）年の乳幼児の母親に係る育児休業取得率は3.3%減少、父親は1.6%増加しています。

#### 【育児休業取得率】

区分	単位：%			
	2015 （平成27）年	2016 （平成28）年	2017 （平成29）年	2018 （平成30）年
育児休業取得率	調査なし	調査なし	調査なし	乳幼児の 母親34.6 父親3.6

資料：子育て支援課

### ⑭笠岡市は安心して子どもを産み育てられると感じている市民の割合

2016（平成28）年実績（市民意識調査による）と比較すると、2018（平成30）年実績は2.7%減少しています。

#### 【笠岡市は安心して子どもを産み育てられると感じている市民の割合】

区分	単位：%			
	2015 （平成27）年	2016 （平成28）年	2017 （平成29）年	2018 （平成30）年
笠岡市は安心して子どもを産み育てられると感じている市民の割合	調査なし	44.1	調査なし	41.4

資料：子育て支援課

### ⑮笠岡市子ども条例の認知度

2013（平成25）年実績（5年毎のニーズ調査による）と比較すると、率は7.7%減少しています。

#### 【笠岡市子ども条例の認知度】

区分	単位：%			
	2015 （平成27）年	2016 （平成28）年	2017 （平成29）年	2018 （平成30）年
笠岡市子ども条例の認知度	調査なし	調査なし	調査なし	6.9

資料：子育て支援課

## 4 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果

### (1)調査概要

#### ①調査目的

本調査は、2015（平成 27）年3月に策定しました「笠岡市子ども・子育て支援事業計画」の評価を行うとともに、次期計画である「第2期笠岡市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けた基礎資料とするため、地域の子育て支援に関する現状及び要望を把握することを目的として実施しました。

#### ②調査対象

- ・就学前児童世帯（0～2歳）373 世帯
- ・就学前児童世帯（3～5歳）887 世帯
- ・小学校児童世帯 963 世帯

#### ③調査期間

2018（平成30）年12月12日（水）～2019（平成31）年1月10日（木）

#### ④配布・回収方法

郵送や保育所・幼稚園，小学校等での配布・回収によるアンケート調査

#### ⑤回収状況

種類		発送数	回収数	回収率
就学前児童	0～2歳	373 件	164 件	44.0%
	3～5歳	887 件	735 件	82.9%
就学児童		963 件	852 件	88.5%
合計		2,223 件	1,751 件	78.8%



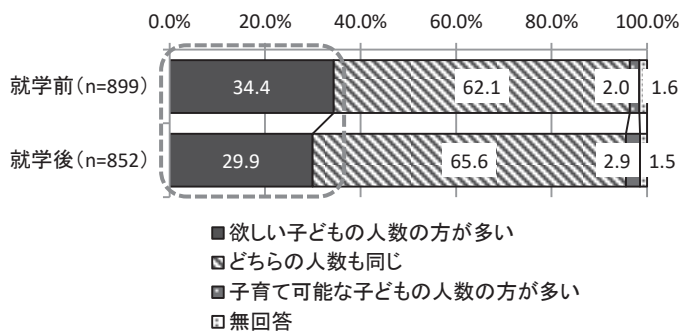
## (2) 調査結果

### ① 子どもの出生について

およそ3割の家庭が、理想の子どもの数を育てられない（欲しい子どもの数が、実際に育てられる子どもの数より多い）状況にあり、その原因は子育て・教育に係る費用となっています。また、理想の子どもの数を育てられなく、子育て環境に不満を持っている人は、「育児の社会的支援体制が不十分だから」等の理由が多い傾向にあります。

親族、友人・知人に子どもを見てもらえる割合が高く、周囲のフォローの体制は整っている傾向にありますが、経済的な負担が子どもの出生を阻害する要因となっています。一方で育児に対する社会的支援体制や周囲からの支援体制の重要性が示されています。

#### 【欲しい子どもの数と育てられる子どもの数】



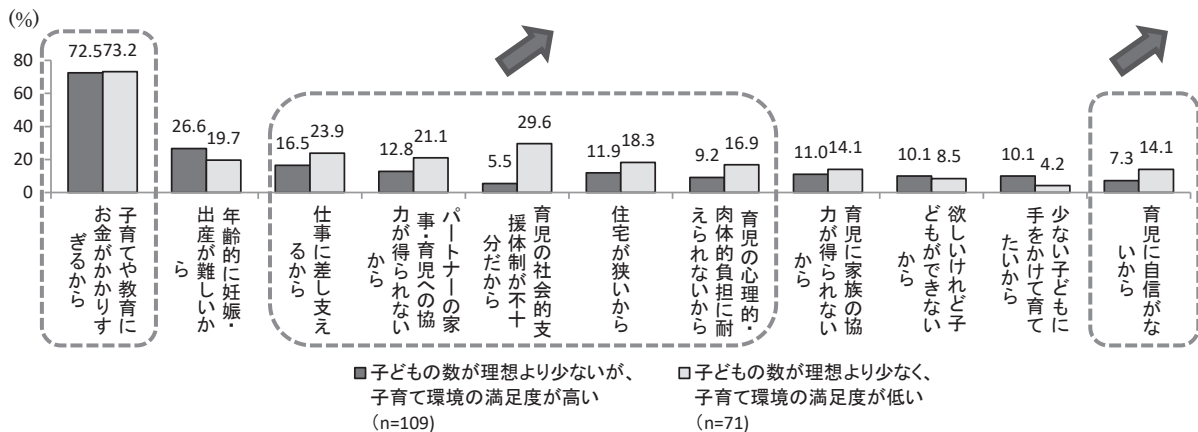
#### 【就学前児童世帯】

欲しい子どもの数 平均 **2.3** 人  
 子育てが可能な子どもの数 平均 **1.9** 人

#### 【就学児童世帯】

欲しい子どもの数 平均 **2.9** 人  
 子育てが可能な子どもの数 平均 **2.5** 人

#### 【実際に子育てが可能な子どもが理想の子どもの数より少ない理由（子育て環境の満足度別）】





【お子さんを親族・知人にみてもらう状況（上位3位）（就学前児童世帯）】

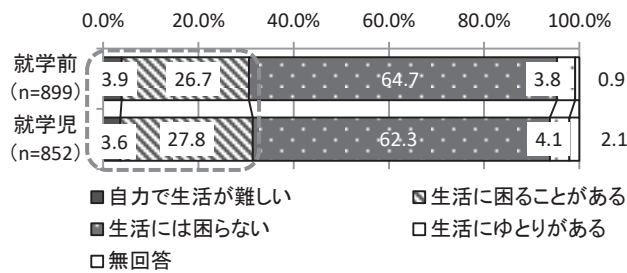
	理想の子どもの数が育てられない （欲しい子どもの数が、実際に育てられる子どもの数より多い）	理想の子どもの数を育てられる （欲しい子どもの数と、実際に育てられる子どもの数が同じ）
祖父母等の親族，友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく，安心して子どもをみてもらえる	51.7%	61.3%
自分たち親の立場として，負担をかけていることが心苦しい	32.9%	21.8%
祖父母等の親族，友人・知人の身体的負担が大きく，心配である	20.3%	15.1%

②経済的な困窮について

およそ3割の家庭が、生活に余裕がない（「自力で生活が難しい」or「生活に困ることがある」）状況にあり、その家庭では金銭的な問題や就労についての問題等、様々な面での不安や悩みがあることが分かります。

経済的に困窮している家庭は、子育て支援サービスの認知度が低い傾向にあるため、積極的な子育て支援についての情報発信を行うことが重要です。

【経済的な状況】



【生活する上での不安や悩み（就学前児童世帯）】

	生活費に関すること	教育費に関すること	仕事（就職・転職含む）に関すること	住居に関すること	子育て・教育に関すること	健康に関すること	友人・隣人との付き合いに関すること
生活に余裕がない	82.2%	64.0%	44.7%	36.4%	50.2%	25.8%	11.6%
生活に困らない	32.5%	41.2%	28.6%	22.2%	48.5%	18.3%	9.4%

【各種サービスの認知度（就学前児童世帯）】

	子育て支援センターの情報・相談事業	子育てコンシェルジュの認知度	自治体発信の子育て支援情報	子育て支援情報ホームページ	保育所や幼稚園などの園庭の解放
生活に余裕がない	54.2%	19.6%	28.7%	40.4%	70.5%
生活に困らない	66.1%	25.6%	39.4%	53.4%	78.4%
	子育てに関する教室や講座	教育相談センター・教育相談室	幼児学級	母親クラブ	子育てサロン
生活に余裕がない	49.1%	33.8%	32.0%	50.5%	50.9%
生活に困らない	56.2%	36.7%	36.2%	55.2%	60.1%

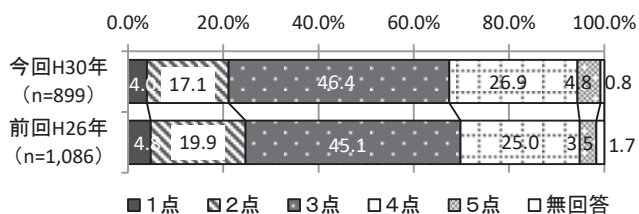
③笠岡市の子育て環境について

笠岡市の子育て環境が不満な（満足度が低い）人が2割、満足な（満足度が高い）人がおよそ2～3割となっています。不満の理由は、就学前後ともに安全な道路・歩道の確保等を望む意見がある中、「交通機関の不便」が挙げられ、回答率も上昇しています。一方で「医療機関が充実していない」は順位が下がっています。満足の理由は、前回調査の順位と変動が少なく、「保育所、幼稚園などに入りやすい」が最も多くなっており、「子育て支援が充実している」の回答率が大きく上昇しています。また、笠岡市での子育ての評価では「育児の満足度」は大きく上昇していますが、「子育ての喜びの実感」は下降しています。

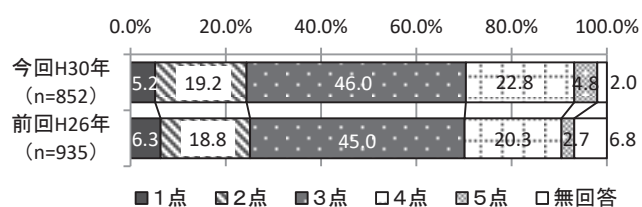
医療機関に対する不満が解消され、子育て支援サービスの充実が実感されたことにより、笠岡市の子育て環境全体の満足度がわずかに増加しています。しかし、交通機関の不便さが顕著となっているため、対策を講じる必要があります。

【子育て環境の満足度】

<就学前児童世帯>



<就学児童世帯>



【満足度が低い理由（上位5位）】

就学前児童世帯	今回(2018(平成30)年)		前回比較(2014(平成26)年)	
	1位	交通機関が不便(40.5%)	↑ 5位	+6.9
	2位	公園や児童館など子どもの遊び場が少ない(34.2%)	→ 2位	-2.4
	3位	保育サービス等が充実していない(33.2%)	→ 3位	-2.6
	4位	子育てに関する情報が得にくい(32.6%)	↓ 1位	-5.1
	5位	医療機関が充実していない(32.1%)	↓ 4位	-2.2
就学児童世帯	今回(2018(平成30)年)		前回比較(2014(平成26)年)	
	1位	交通機関が不便(47.6%)	→ 1位	+7.2
	2位	公園や児童館など子どもの遊び場が少ない(38.5%)	↑ 3位	+1.5
	3位	子育て支援が充実していない(36.1%)	↑ 5位	+5.5
	4位	医療機関が充実していない(33.7%)	↓ 2位	-4.2
	5位	放課後対策が充実していない(31.7%)	↓ 4位	-2.3

【満足度が高い理由（上位5位）】

就学前児童世帯	今回(2018(平成30)年)		前回比較(2014(平成26)年)	
	1位	保育所、幼稚園などに入りやすい(62.5%)	→ 1位	-8.1
	2位	自然環境がよい(50.2%)	→ 2位	+3.1
	3位	子育て支援が充実している(48.4%)	↑ 5位	+8.1
	4位	公園や児童館など子どもの遊び場が多い(46.0%)	→ 4位	+4.7
	5位	住環境がよい(40.7%)	↓ 3位	-2.2
就学児童世帯	今回(2018(平成30)年)		前回比較(2014(平成26)年)	
	1位	保育所、幼稚園などに入りやすい(58.7%)	→ 1位	-8.3
	2位	自然環境がよい(55.7%)	→ 2位	+8.7
	3位	子育て支援が充実している(46.8%)	→ 4位	+11.0
	4位	住環境がよい(44.7%)	→ 3位	±0
	5位	公園や児童館など子どもの遊び場が多い(36.6%)	↑ 6位	+3.6

【笠岡市の子育て環境の評価】

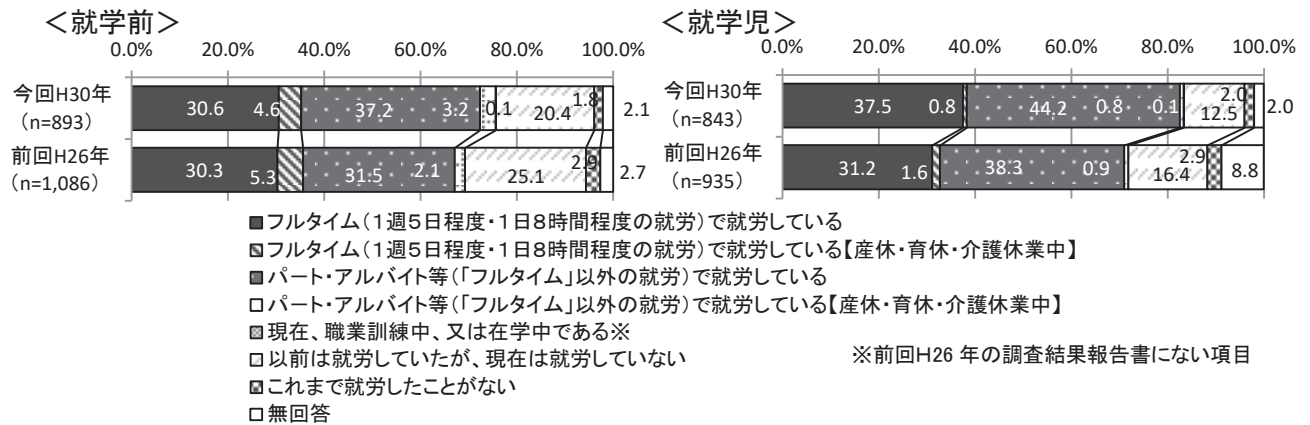
項目	就学前児童世帯			就学児童世帯
	あてはまる割合	前回比較 (2014(平成26)年)		あてはまる割合
笠岡市は、子育て世代に優しい環境になっていると思いますか	59.8%	+2.7	↗	59.4%
笠岡市で育児していることに満足していますか	65.4%	+14.8	↗	61.5%
家族の絆が、育児の支えになっていると思いますか	85.4%	+0.4	↗	85.5%
子育ての喜びを実感していますか	86.5%	-7.1	↘	85.1%
笠岡市の子どもは、心身ともに豊かに育っていると思いますか	76.2%	+4.4	↗	72.6%

④保護者の就労について

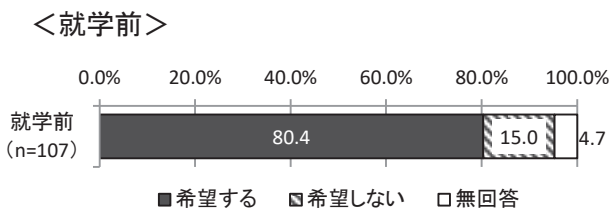
前回調査時に比べて、就学前児童の母親は、「パート・アルバイト等」での就労が増加し、就学児童の母親は、「フルタイム」と「パート・アルバイト等」の両方で就労が増加しています。また、教育・保育の無償化が進めば教育・保育事業の利用を「希望する」との意見が8割であり、現在働いていない母親は、「新たに就労したい」と考えている人がおよそ4割となっています。

母親の就労率が上昇しており、また、今後の教育・保育の無償化による就労率のさらなる上昇及び教育・保育事業の利用率向上が見込まれます。

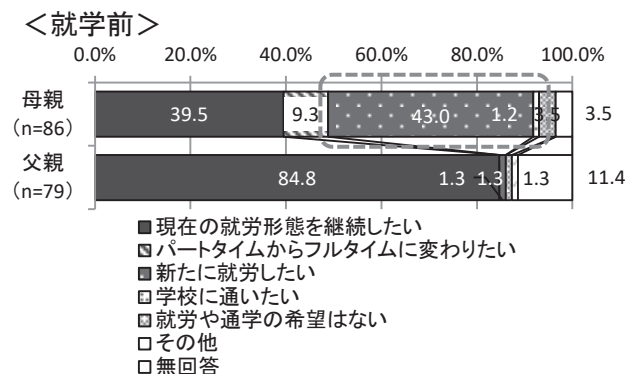
【母親の就労状況】



【無償化による教育・保育事業の利用】

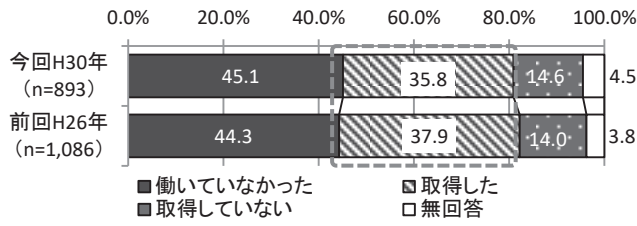


【無償化による就労・通学状況の変更希望】

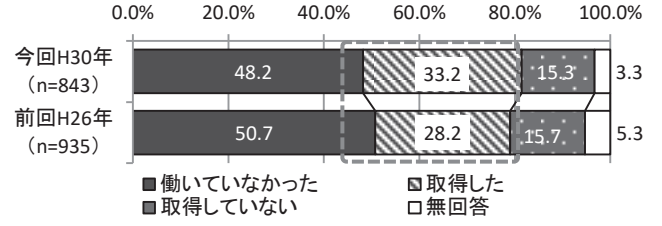


【育児休業の取得率】

<母親(就学前)>

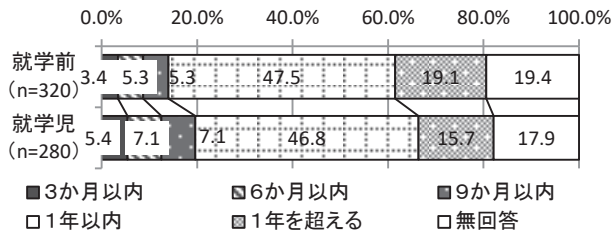


<母親(就学児)>

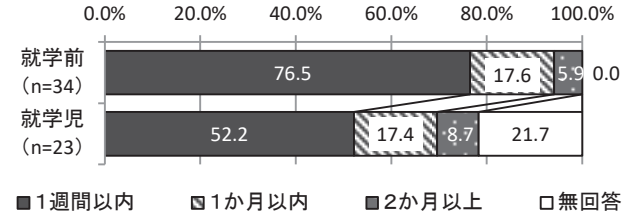


【育児休業の取得日数】

<母親>



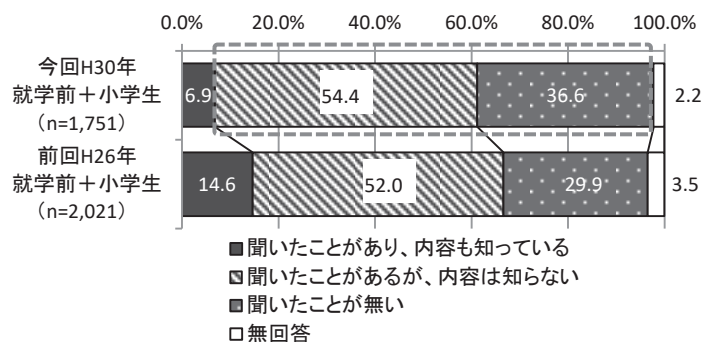
<父親>



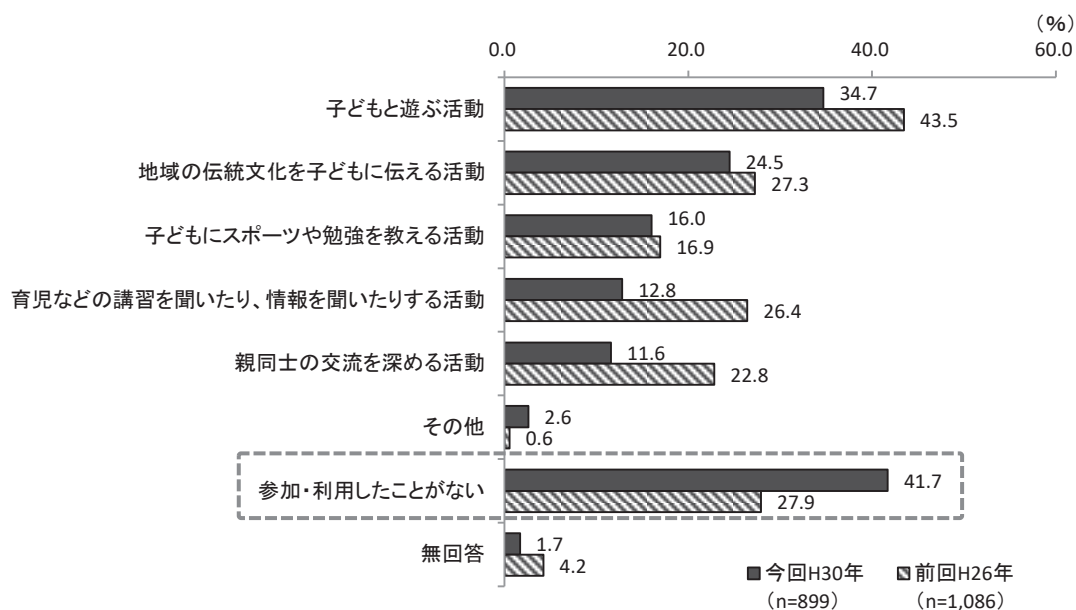
### ⑤ 条例や地域活動について

「笠岡市子ども条例」について内容を知らない割合が9割となっており、前回調査と比べると「笠岡市子ども条例」を知らない割合がやや増加傾向にあります。地域活動の参加状況では、「参加・利用したことがない」が4割となっており、地域活動に参加したことがない割合は増加傾向にあります。

#### 【笠岡市子ども条例の認知度】



#### 【地域活動参加状況について（就学前児童世帯）】



## ⑥教育・保育事業について

認可保育所と幼稚園の利用率・利用意向率が下降し、認定こども園の利用率・利用意向率が上昇しています。また、教育・保育事業の選択で重視することは、「自宅からの距離」、「職員の対応の良さ」、「教育・保育の理念や内容」が多くなっています。重視する内容は地域でやや傾向が異なり、『笠岡』は他に比べて「自宅からの距離」や「送り迎えのしやすさ」を重視する割合が低く、「教育・保育の理念や内容」を重視しています。一方、『金浦』や『吉田』は「自宅からの距離」を重視する傾向が高くなっています。

認可保育所や幼稚園の利用から、認定こども園の利用に移行が進んでおり、笠岡では事業の内容、金浦や吉田では施設の場所を重視して教育・保育事業を選択していることが推察されます。

### 【教育・保育事業の利用】

事業	現在利用している事業		今後利用したい事業	
	今回調査 (2018(平成30)年)	前回調査 (2014(平成26)年)	今回調査 (2018(平成30)年)	前回調査 (2014(平成26)年)
認可保育所	65.6%	72.9%	74.3%	68.5%
幼稚園	19.8%	25.7%	27.9%	33.3%
認定こども園	11.6%	0.1%	35.9%	14.0%

### 【教育・保育事業の選択で重視すること（上位5位）】

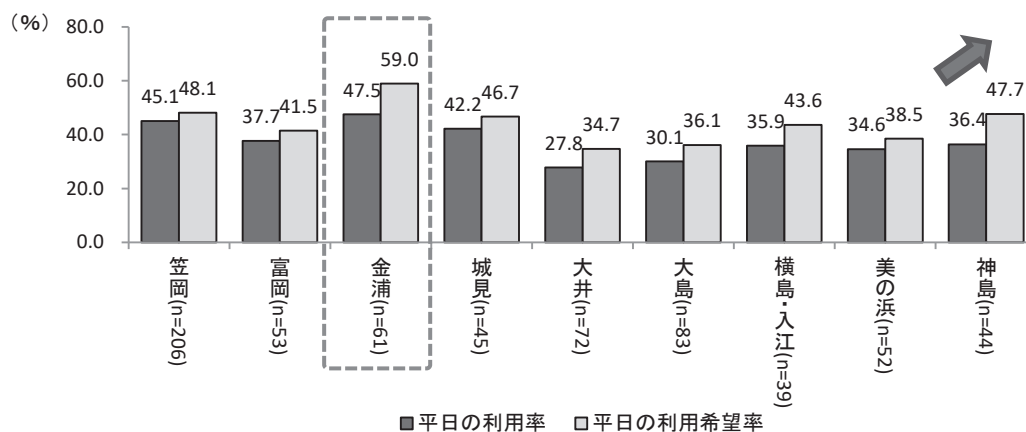
地域	自宅からの距離	職員の対応の良さ	教育・保育の理念や内容	施設環境 (施設・園庭等)	送り迎えのしやすさ
笠岡(n=175)	45.1%	50.9%	55.4%	33.1%	22.9%
富岡(n=125)	54.4%	56.8%	43.2%	36.8%	32.8%
金浦(n=97)	69.1%	58.8%	43.3%	33.0%	49.5%
城見(n=44)	61.4%	50.0%	29.5%	40.9%	50.0%
大井(n=64)	53.1%	51.6%	51.6%	32.8%	37.5%
吉田(n=39)	64.1%	46.2%	25.6%	25.6%	30.8%
大島(n=67)	56.7%	53.7%	34.3%	43.3%	17.9%
神島(n=44)	59.1%	52.3%	34.1%	31.8%	40.9%

### ⑦放課後児童クラブについて

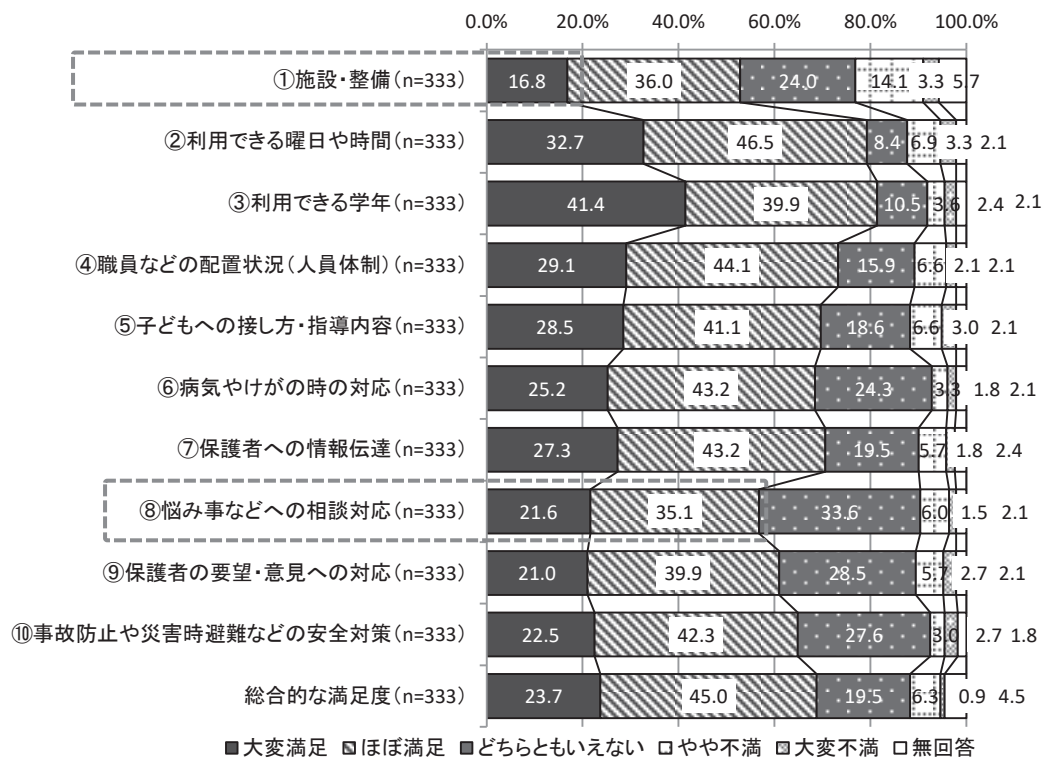
放課後児童クラブの利用率が高いのは「金浦」、「笠岡」、「城見」であり、特に金浦では、今後の利用希望も高くなっています。一方で、「神島」については現在の利用は多くはありませんが、今後の利用希望が高い傾向にあります。また、放課後児童クラブの満足度は、ほとんどの項目が満足の割合が半数以上となっていますが、「施設・整備」や「悩み事への相談対応」は他に比べるとやや低い傾向にあります。

また、施設・整備の満足度が低いため、改善を推進していくことが重要です。どの地域でも利用を希望する割合が現状より高くなっており、今後の利用率増加が見込まれます。

【放課後児童クラブの利用率・利用希望率】



【放課後児童クラブの満足度】





### ⑧各種子育て支援事業について

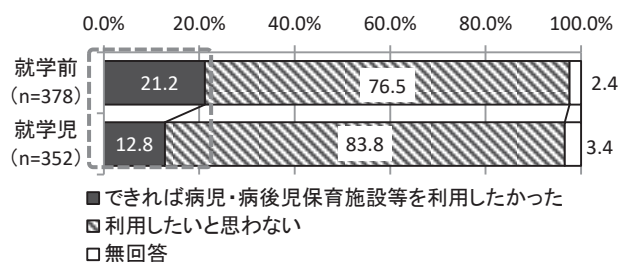
「園庭開放」は認知度が高く、利用率も高い傾向にありますが、「子育て支援センター」と「教育相談センター・教育相談室」は認知度が高い一方で利用率は低い傾向にあります。また、「子育てコンシェルジュ」は認知度、利用率、利用意向率が低い傾向にあります。病児保育は、就学前でおよそ2割の人が利用を希望しています。

「子育てコンシェルジュ」は事業内容の周知を進めるとともに、「子育て支援センター」や「教育相談センター・教育相談室」については、利用につなげるための取組や事業の改善を進める必要があります。

#### 【各種事業の状況】

事業	認知度	利用度	利用意向率
子育て支援センターの情報・相談事業	62.4%	25.9%	30.3%
子育てコンシェルジュ	23.6%	1.9%	19.9%
自治体発信の子育て支援情報	36.0%	15.4%	30.1%
子育て支援情報ホームページ	49.1%	28.5%	40.5%
保育所や幼稚園などの園庭の開放	75.6%	43.8%	35.3%
子育てに関する教室や講座	53.8%	23.1%	32.8%
教育相談センター・教育相談室	35.7%	5.0%	26.1%
幼児学級	34.6%	12.2%	19.1%
母親クラブ	53.4%	17.2%	19.6%
子育てサロン	56.8%	28.0%	27.4%

#### 【病児保育の利用希望】



## (2)各施策の評価

### ①各事業の満足度

「母子、乳幼児の健康」、「教育環境の整備」は大きく満足度が上昇し、その他の施策もやや上昇がみられました。母子、乳幼児の健康では特に「小児医療対策」の満足度が13.2ポイント増加しており、「子どもや母親に対する健康支援対策」、「食育」もおおよそ5～6ポイント増加しています。

教育環境の整備では、「学校教育の環境整備」、「家庭や地域の教育向上対策」、「子どもを取り巻く有害環境対策」が5ポイント以上増加しています。

各施策で全体的に市民の満足度が向上しており、特に母子、乳幼児の健康と教育環境の整備は大きな改善が認められました。

#### 【子育て支援の環境】

項目	就学前児童			就学児童
	あてはまる割合	前回比較 (2014(平成26)年)		あてはまる割合
1-1 子育て支援サービス	23.1%	+1.7	↗	21.6%
1-2 保育サービス	29.0%	+2.2	↗	25.5%
1-3 子育て支援のネットワークづくり	20.5%	+1.2	↗	17.1%
1-4 子どもの健全育成推進	20.1%	+2.4	↗	19.2%
1-5 居住環境対策	21.2%	+5.2	↗	21.3%
1-6 子どもと安心して外出できる環境づくり	28.6%	—	—	25.4%

#### 【母子、乳幼児の健康】

項目	就学前児童			就学児童
	あてはまる割合	前回比較 (2014(平成26)年)		あてはまる割合
2-1 子どもや母親に対する健康支援対策	28.9%	+6.4	↗	25.5%
2-2 食育	26.9%	+5.8	↗	24.6%
2-3 思春期保健対策	15.4%	+3.5	↗	13.7%
2-4 小児医療対策	42.5%	+13.2	↗	39.8%

#### 【教育環境の整備】

項目	就学前児童			就学児童
	あてはまる割合	前回比較 (2014(平成26)年)		あてはまる割合
3-1 次世代の親の育成対策	13.7%	+2.9	↗	12.9%
3-2 学校教育の環境整備	21.1%	+5.9	↗	23.3%
3-3 家庭や地域の教育向上対策	17.8%	+5.2	↗	18.3%
3-4 子どもを取り巻く有害環境対策	18.6%	+5.7	↗	18.1%

【仕事と子育ての両立支援】

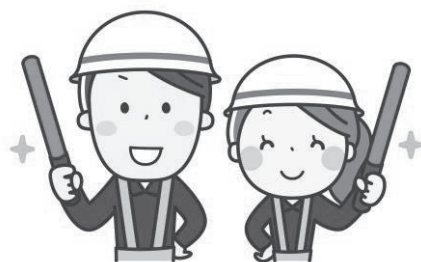
項目	就学前児童			就学児童
	あてはまる割合	前回比較 (2014(平成26)年)		あてはまる割合
4-1 誰もが働きやすい職場の環境整備	12.0%	+3.0	↗	11.9%
4-2 男性の子育てへの参画対策	9.6%	+2.3	↗	9.0%
4-3 仕事と子育ての両立対策	12.6%	+3.1	↗	12.7%

【地域の安全】

項目	就学前児童			就学児童
	あてはまる割合	前回比較 (2014(平成26)年)		あてはまる割合
5-1 子どもの交通安全対策	24.5%	+3.5	↗	25.1%
5-2 子どもを犯罪等の被害から守るための対策	21.2%	+1.8	↗	25.1%

【支援が必要な子ども等への取組】

項目	就学前児童			就学児童
	あてはまる割合	前回比較 (2014(平成26)年)		あてはまる割合
6-1 児童虐待防止対策	19.3%	-3.2	↘	19.6%
6-2 ひとり親家庭の自立支援	22.1%	+4.4	↗	21.7%
6-3 障害児対策	21.8%	+4.5	↗	21.6%
6-4 経済的負担軽減対策	18.0%	+3.2	↗	17.0%



### 第3章 第1期計画の評価と課題点のまとめ

#### 1 数値目標の達成状況

##### (1) 地域・子ども子育て支援事業(法定 13 事業)

ほとんどの事業は数値目標を達成しているが、病児・病後児保育事業は、病後児保育事業の実施か所の減少により、施設数目標が未達であった。

事業名	2013(平成25)年度 前回計画策定時	2018(平成30)年度 実績	2019(令和元)年度 目標値	結果	
①利用者支援事業	-	2か所 (2019(令和元)年度)	2か所	↑	達成
②延長保育事業	8か所	9か所	8か所	↑	達成
③放課後児童健全育成事業	16か所	17か所 (2019(令和元)年度)	17か所	↑	達成
④地域子育て支援拠点事業	5か所	5か所	5か所	→	達成
⑤子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	0か所	1か所	1か所	↑	達成
⑥-1 一時預かり事業(幼稚園)	-	6か所	事業実施に向けて検討	↑	達成
⑥-2 一時預かり事業 (保育所(園)等)	2か所	2か所	2か所	→	達成
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	1か所	1か所	1か所	→	達成
⑧病児・病後児保育事業	2か所	1か所	2か所	↓	未達
⑨妊婦健康診査事業	公費負担14回 分	公費負担14回 分	現状維持	→	達成
⑩乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	訪問実施率 98.4%	訪問等による状 況把握率100% 訪問実施率 96.2%	訪問等による状 況把握率100%	→	達成
⑪養育支援訪問事業	訪問実施率 100%	訪問実施率 100%	訪問実施率 100%	→	達成
⑫実費徴収に係る補足給付事業	-	なし	実態把握を踏ま えて検討	-	-
⑬多様な主体参入促進事業	-	なし	実施しない	-	-

## (2) その他事業

15の数値目標のうち、8件を達成し、6件は未達（一部未達を含む）、1件は事業終了、1件は評価不能となっている。BCGの予防接種率が大きく減少し、麻疹・風疹とともに国が掲げる目標値を下回っている。また、笠岡市子ども条例の認知度は、前回計画策定時より減少している。

事業名	2013(平成25)年 前回計画策定時	2018(平成30)年 実績	2019(令和元)年 目標値	結果
①待機児童数	0人	0人	0人	→ 達成
②特定保育事業	1か所	事業終了	1か所	- -
③休日保育事業	1か所	1か所	1か所	→ 達成
④障がい児保育事業	3か所	全園で受入可 6か所	全園で受入体制 を構築	↑ 達成
⑤乳幼児健康診査受診率	乳児 98.1% 1.6歳児 98.4% 3歳児 98.1%	乳児 97.8% 1.6歳児 98.5% 3歳児 99.3%	95%以上の維持	↑ 達成
⑥予防接種率	BCG 97.4%	BCG 86.5%	BCG接種率向上 (国目標は95% を維持)	↓ 未達
	麻疹・風疹 1期87.5% 2期95.5%	麻疹・風疹 1期87.5% 2期94.2%	麻疹・風疹 1期95%、 2期95%を維持	↓ 未達
⑦1歳6か月児の虫歯有病率	1.0%	1.6%	減少 (県目標は 2.0%以下)	↓ 未達
⑧3歳児の虫歯有病率	20.7%	17.2%	減少 (国目標は20% 以下)	↑ 達成
⑨職場体験に参加して有意義であつたと感じた中学生の割合	91.7%	93.6%	93.0%	↑ 達成
⑩1校当たりのいじめの認知件数	小学校 0.2件 中学校 0.3件	小学校 2.06件 中学校 3.4件	小学校 0.2件 中学校 0.3件	評価 不能
⑪教育相談室・教育支援員等が関わっている不登校児童の割合	小学校 90.0% 中学校 91.8%	小学校 100% 中学校 88.4%	小学校 100% 中学校 100%	↑ 一部 未達
⑫赤ちゃんの駅設置施設数	19か所	23か所	増やす	↑ 達成
⑬育児休業取得率	母親 37.9% 父親 2.0%	母親 34.6% 父親 3.6%	増やす	→ 一部 未達
⑭笠岡市は安心して子どもを産み育てられると感じている市民の割合	39.2%	41.4%	増やす	↑ 達成
⑮笠岡市子ども条例の認知度	14.6%	6.9%	増やす	↓ 未達

## 2 現状と課題

### 基本方針1 子どもの健やかな育ちを支援

#### 【施策に対する評価】

○「保育サービス」を除いて、前回調査よりも満足度が上昇しており、特に「学校教育の環境整備」、「居住環境対策」、「子どもを取り巻く有害環境対策」は大きく上昇している。

△「思春期保健対策」の満足度は前回調査より上昇しているが、他と比べて低い傾向にある。

個別施策	アンケート評価(就学前児童)		
	施策に該当する項目	満足度	前回調査比較
(1) 幼児期の教育・保育の充実	保育サービス	23.1%	-1.7 ↓
(2) 学校教育環境の整備	学校教育の環境整備	21.1%	+5.9 ↑
(3) 子ども自らの育ちに向けた支援	子どもの健全育成推進	20.1%	+2.4 ↑
(4) 思春期保健の充実	思春期保健対策	15.4%	+3.5 ↑
(5) 子どもを取り巻く環境の整備	居住環境対策	21.2%	+5.2 ↑
	子どもを取り巻く有害環境対策	18.6%	+5.7 ↑
	子どもの交通安全対策	24.5%	+3.5 ↑
	子どもを犯罪等の被害から守るための対策	21.2%	+1.8 ↑
(6) 障がい児支援の充実	障害児対策	21.8%	+4.5 ↑

#### 【現状・課題】

○笠岡市内の待機児童数は0人であり（P15）、就学前児童の保護者の7割以上が認可保育所の利用を希望している。その一方で、5年前と比較すると認定こども園の利用希望が高まっている。（P27）

○教育・保育事業は、「自宅からの距離」、「職員の対応の良さ」、「教育・保育の理念や内容」を重視して選択する傾向にある。（P27）

○笠岡市での子育てに満足している保護者は、「保育所、幼稚園などに入りやすい」、「子育て支援が充実している」などを評価している。（P23）

○赤ちゃんの駅設置数を年々増やし、子どもと外出しやすい環境を整えている。（P18）

○基本的に全園で障がい児保育事業の受け入れは可能となっている。（P15）

△笠岡市の出生数は年々減少傾向にあり、合計特殊出生率は全国、岡山県より低い。（P6・P7）

△笠岡市での子育てに不満を感じている理由として、「交通機関の不便」が最も高くなっている。（P23）

△「笠岡市子ども条例」の認知度が前回調査時よりも減少し、約9割の人がその内容を知らない。（P26）



- ・教育・保育施設には入所しやすく、障がい児保育の実施も進んでいる。
- ・「交通機関の不便さ」を改善する取組が求められている。
- ・子どもの権利やおとなの役割を示した笠岡市子ども条例等の普及・啓発が必要。

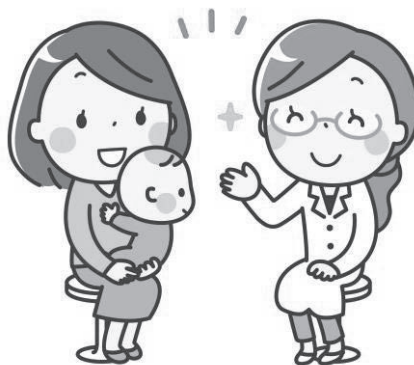
## 基本方針2 親・家庭に寄り添う支援

### 【施策に対する評価】

○全体的に前回調査よりも満足度が上昇しており、特に「小児医療対策」、「子どもや母親に対する健康支援対策」、「食育」、「家庭や地域の教育力向上」の項目は大きく上昇している。また、「母子保健の充実」と「親子を取り巻く環境の整備」の項目は満足度が高い。

△「親の育児力の支援」の満足度は、前回よりも上昇しているが、他に比べると低い。

個別施策	アンケート評価(就学前児童)			
	施策に該当する項目	満足度	前回調査比較	
(7)母子保健の充実	子どもや母親に対する健康支援対策	28.9%	+6.4	↑
	食育	26.9%	+5.8	↑
(8)親子ふれあいと相互交流の推進				
(9)多様な子育て支援サービスの充実	子育て支援サービス	23.1%	+1.7	↑
(10)情報提供・相談体制の充実				
(11)ひとり親家庭の支援	ひとり親家庭の自立支援	22.1%	+4.4	↑
(12)親の育児力の支援	次世代の親の育成対策	13.7%	+2.9	↑
	家庭や地域の教育向上対策	17.8%	+5.2	↑
(13)親子を取り巻く環境の整備	小児医療対策	42.5%	+13.2	↑
	子どもと安心して外出できる環境づくり	28.6%	—	—



### 【現状・課題】

○放課後児童クラブは、施設・整備の満足度が低いが、どの地域でも利用を希望する割合が現状より高く、今後の利用率増加が見込まれる。(P28)

○小児医療体制や母子への健康支援、食育の施策への満足度が大きく増加した。(P30)

△笠岡市からの転出者は年々増加し、転入者数が減少傾向にある。(P7)

△地域活動に参加している保護者の割合が前回調査時より減少しており、4割以上の人が活動に参加したことがない。(P26)

△「園庭開放」は認知度・利用率が高いが、「子育て支援センター」と「教育相談センター・教育相談室」は認知度が高い一方で利用率は低い傾向にある。また、「子育てコンシェルジュ」は認知度が低い。(P29)

△「子育ての喜びの実感」は、5年前の前回調査時に比べて、大きく下降している。(P24)

△就学前児童の保護者のおよそ2割が病児保育の利用を希望しているが、近年における実際の利用は年間延べ300~400人程度となっており、笠岡市内の病児保育施設は2017(平成29)年より1施設となっている。(P29・P13)



- ・小児医療体制や健康支援への保護者の満足度が大きく上昇しており、今後も体制を維持することが必要。
- ・地域活動に参加していない人や、子育ての負担感を感じる人が増えており、地域活動や地域の人との交流の手助け・きっかけづくりが必要。
- ・子育て支援センターや子育てコンシェルジュ等の相談先の認知度が低く、周知を進めることが必要。





### 基本方針3 地域・社会全体で支援

#### 【施策に対する評価】

○「児童虐待防止対策」を除いて、前回調査よりも満足度が上昇しているが、大きな増減は認められない。

△「仕事と家庭の両立支援」の施策に該当する項目はいずれも満足度が低く、特に「男性の子育てへの参画対策」は満足している割合が1割未満となっている。

個別施策	アンケート評価(就学前児童)			
	施策に該当する項目	満足度	前回調査比較	
(14)経済的支援の充実	経済的負担軽減対策	18.0%	+3.2	↑
(15)子育てを支援する地域社会づくりの推進	子育て支援のネットワークづくり	20.5%	+1.2	↑
(16)児童虐待防止対策の充実	児童虐待防止対策	19.3%	-3.2	↓
(17)仕事と家庭の両立支援の推進	誰もが働きやすい職場の環境整備	12.0%	+3.0	↑
	男性の子育てへの参画対策	9.6%	+2.3	↑
	仕事と子育ての両立対策	12.6%	+3.1	↑

#### 【現状・課題】

○女性の年齢階層別就業率では、20歳～49歳にかけて笠岡市が全国を上回っている。(P10)

○教育・保育の無償化が進めば教育・保育事業の利用を「希望する」との意見が8割であり、現在働いていない母親は「新たに就労したい」と考えている人がおよそ4割となっている。(P24)

△およそ3割の家庭が、生活に余裕がない状況にあり、子育ての費用だけでなく、仕事や住居、健康といった様々な面で課題を抱えている。また、他の家庭と比べて低くサービスや支援を知らない割合が高い。(P21)

△理想の数の子どもを産めない理由として7割以上の人が「経済的負担」を挙げている。(P20)



- ・笠岡市内の女性就労率は高いが、仕事と家庭の両立支援の施策は満足度が低く、改善が必要。
- ・生活に余裕がないもしくは困窮している世帯が抱える課題が多様であり、支援者と保護者が信頼関係を築けるように支援・配慮が求められている。
- ・理想の数の子どもを産むことにあたり「経済的負担」が大きな要因であるが、地域活動や子育てネットワークなどのつながりの形成も必要。

## 第4章 子どもの貧困対策

### 1 笠岡市子どもの生活実態調査

#### (1)調査概要

##### ①目的

国は、2014（平成 26）年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」の中で、「子供の貧困対策に取り組むに当たっては、実態を適切に把握した上で、施策を推進していく必要がある」との基本方針を示しております。

そこで、本市における子どもの生活環境や家庭の実態を把握及び分析することにより、課題や特性を踏まえた子どもの貧困に係る基礎資料とするために、2018（平成 30）年度に「笠岡市子どもの生活実態調査」を実施し、2019（令和元）年度に前年調査内容の分析を行いました。

##### ②対象者

- ・市内の幼稚園・保育所（園）・認定こども園に通う、就学前の保護者。
- ・市内小中学校に通う、小学5年生、中学2年生の児童・生徒及び各々の保護者。

##### ③調査期間

2018（平成 30）年度

##### ④配布・回収方法

保育所・幼稚園、小学校等での配布・回収によるアンケート調査

##### ⑤回収状況

区分	配付数	回収数	回収率	有効数
就学前保護者	322 件	259 件	80.43%	246 件
小学5年生	377 件	343 件	90.72%	311 件
小学5年生保護者	377 件			313 件
中学2年生	345 件	293 件	84.93%	264 件
中学2年生保護者	345 件			266 件

##### ⑥調査内容

本調査のアンケート内容は、岡山県の同様の調査に準じています。但し、就学前保護者用は、県調査にないため独自設問としています。

## (2) 貧困の定義について

### ①「絶対的貧困」と「相対的貧困」

貧困は一般的に「絶対的貧困」と「相対的貧困」の2種類に定義されます。

◆絶対的貧困：人間として最低限の生存を維持することが困難な状態。

食料や衣類など人間らしい生活の必要最低条件の基準が満たされていない状態です。諸外国では飢餓に苦しんでいる子ども、ストリートチルドレン等が該当します。

◆相対的貧困：社会、地域など一定の母数の大多数より貧しい状態。

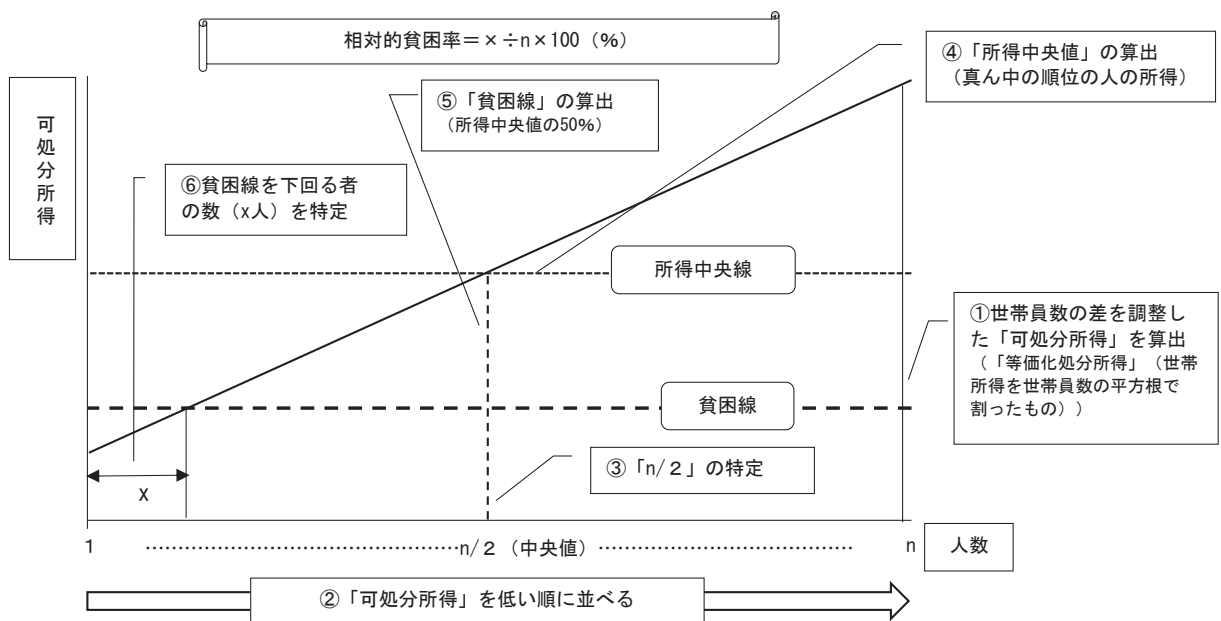
「貧困」であるか否かは、その人が生きている社会の「普通の生活」との比較によって相対的に判断されます。「貧困」の基準は、その人が生きる地域、時代等によって変化することから、「相対的貧困」や「見えない貧困」と言われます。

#### ・子どもがいる現役世帯の貧困率

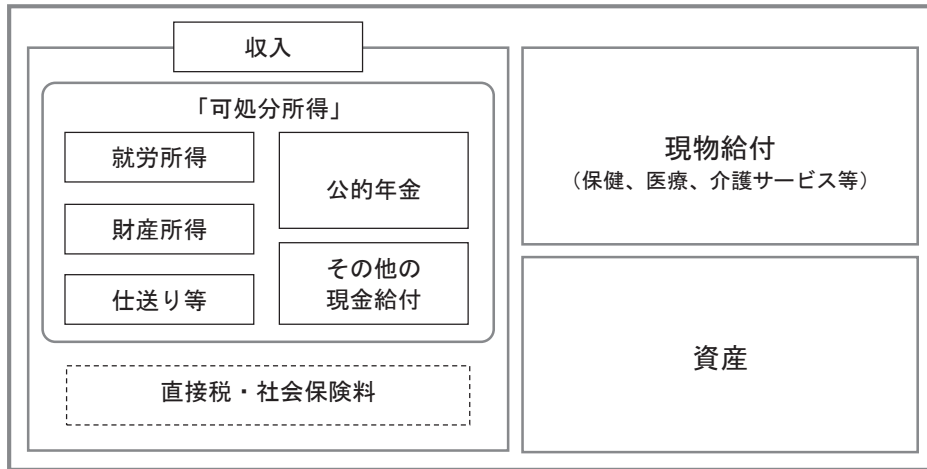
現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう）に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合を言います。

#### ・相対的貧困率

所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。



※本調査においては、収入のみで世帯区分を分類しています。

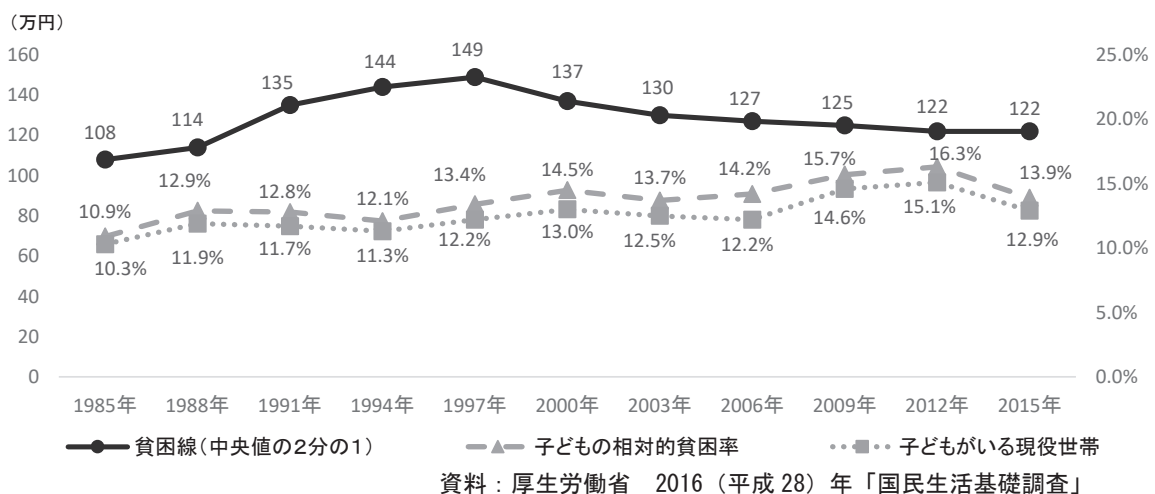
### (3)相対的貧困率について

我が国においては OECD の基準により、次のように「相対的貧困率」を算出しています。

- ①「世帯の可処分所得（いわゆる手取り収入）」を世帯人員の平方根で割り、「等価可処分所得」を算出する。
- ②等価可処分所得の中央値の半分を「貧困線」の値とする。
- ③貧困線の値を下回る等価可処分所得しか得ていない者の全体に対する割合が「相対的貧困率」となる。

厚生労働省の 2016（平成 28）年「国民生活基礎調査」によると、我が国における子どもの貧困率等の推移は次のとおりとなっています。

【貧困線と相対的貧困率の推移（図）】



#### (4)世帯区分について

算定した等価可処分所得が、2016（平成 28）年国民生活基礎調査による貧困線 122 万円未満となる世帯を「世帯区分 1」とします。

世帯区分(所得階層)	世帯数 (世帯)	割合 (%)	世帯人数 (人)	割合 (%)
世帯区分1(122万円未満)	97	11.8	467	12.1
世帯区分2(122万円以上 245万円未満)	383	46.4	1,818	47.0
世帯区分3(245万円以上 490万円未満)	335	40.6	1,549	40.1
世帯区分4(490万円以上)	10	1.2	30	0.8
小計	825	100	3,864	100
不明	70	-		
合計	895	-		

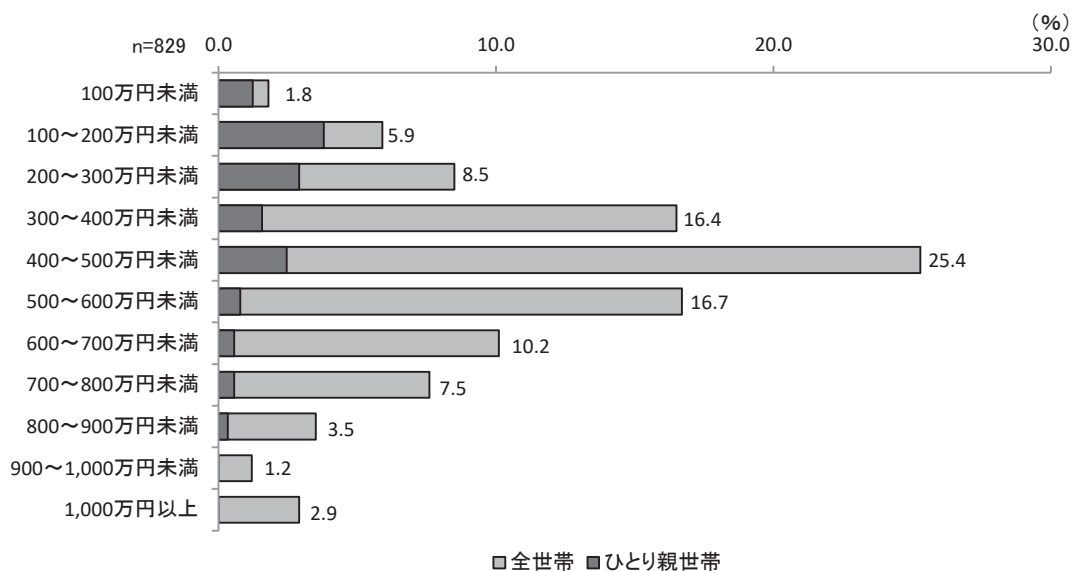
※「不明」は分析に必要な該当設問に無回答の世帯、割合は無回答を除いて算出しています。

※世帯区分 4 は、当該世帯数が少ないため、分析が難しく全体の傾向として取り扱います。

※本調査における低所得世帯は、世帯区分 1 とします。

#### (5)世帯収入

本調査における年間の世帯収入は「400～500万円未満」が 25.4%と最も高くなっています。世帯収入が「100万円未満」及び「100～200万円未満」では、半数以上をひとり親世帯が占めています。



## (6) 調査結果概要

### ①子どもがいる世帯の貧困率

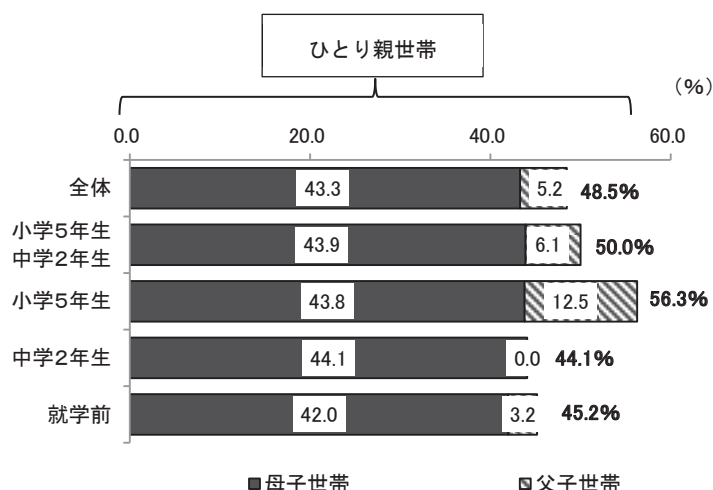
就学前、小学生、中学生を合わせた子どもがいる世帯の貧困率は、12.1%です。小学生、中学生を合わせた子どもがいる世帯の貧困率は、12.0%となっています。また、対象ごとの子どもがいる世帯の貧困率は、就学前では12.4%、小学生では10.5%、中学生では13.7%となっています。

### ②低所得世帯におけるひとり親世帯の割合

就学前、小学生、中学生を合わせた低所得世帯に占めるひとり親世帯の割合は、48.5%となっています。小学生、中学生を合わせた低所得世帯に占めるひとり親世帯の割合は、50.0%であり、対象別に見ると、就学前45.2%、小学生56.3%、中学生44.1%となっています。

低所得世帯におけるひとり親世帯のうち、就学前では42.0%、小学生では43.8%、中学生では44.1%が母子世帯です。また、就学前では3.2%、小学生では12.5%、中学生では0%が父子世帯となっています。

【低所得世帯におけるひとり親世帯（図）】



### ③健康について

世帯収入が低いほど、子どもの健康状態は悪く、小学生では「よくおなかが痛くなる」「よく頭が痛くなる」「イライラする」「やる気が起こらない」の割合が高く、中学生では「やる気が起こらない」の割合が高い傾向にあります。

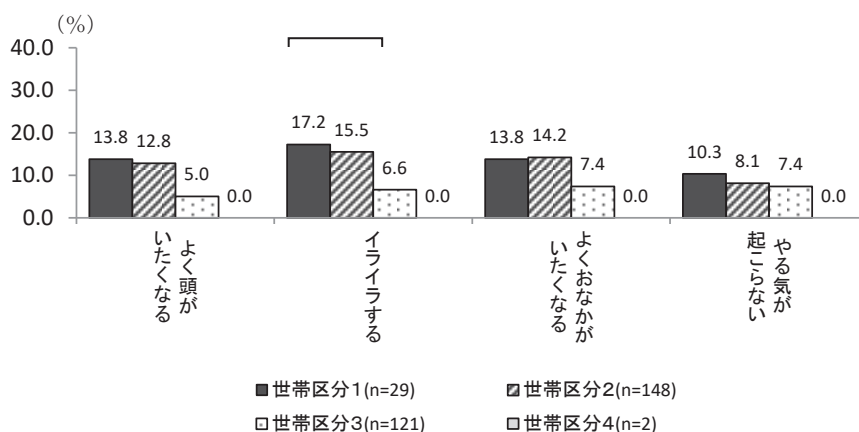
保護者の健康については、低所得世帯では、「あまり良くない」と「良くない」を合わせた割合は、就学前の親では12.9%、小学生の親では9.4%、中学生の親では11.8%となっています。



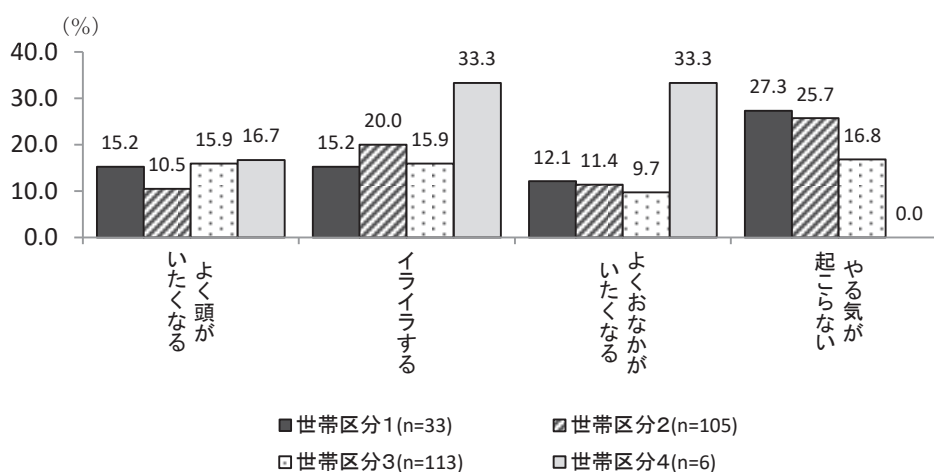
低所得世帯では、健康状態が悪いと感じる子どもや保護者が多いため、健康支援が必要

#### 【子どもの健康状態（図）】

##### ●小学5年生

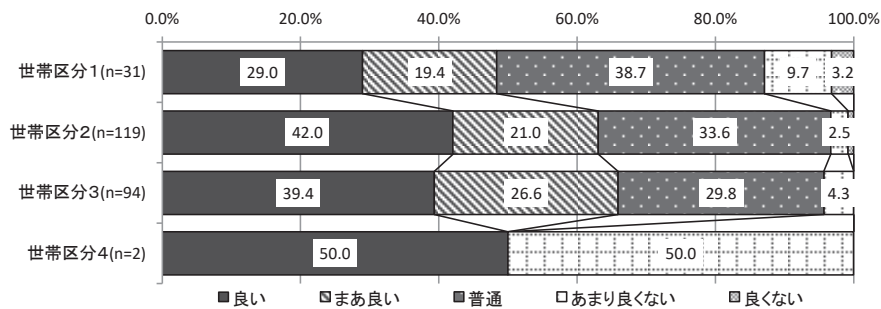


##### ●中学2年生

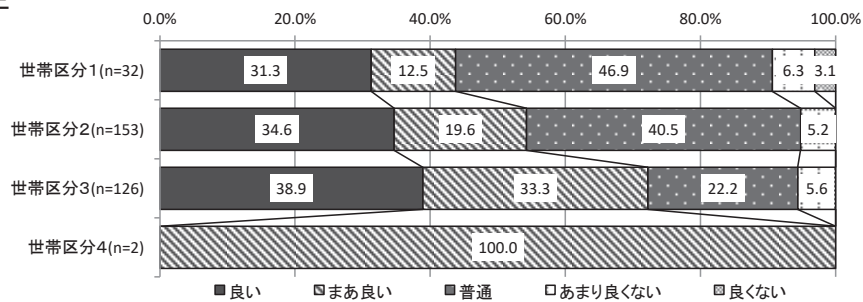


【保護者の健康状態（図）】

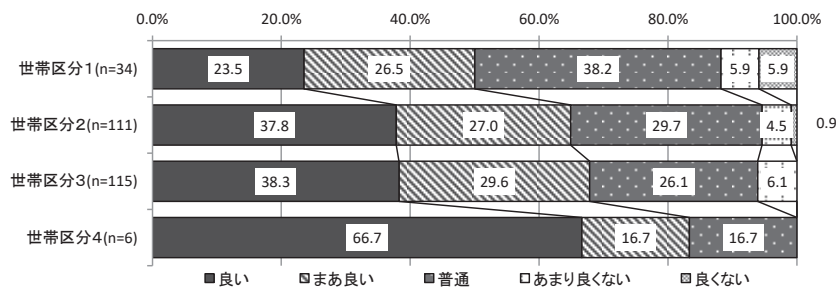
●就学前



●小学5年生



●中学2年生





#### ④経済状況について

子どもの将来のための貯蓄や学資保険への加入状況については、世帯収入が低いほど、「したいが余裕がない」割合が高く、低所得世帯では、その割合が、就学前の親で38.7%、小学生の親で40.6%、中学生の親で61.8%であり、他の世帯区分より顕著に高い傾向にあります。

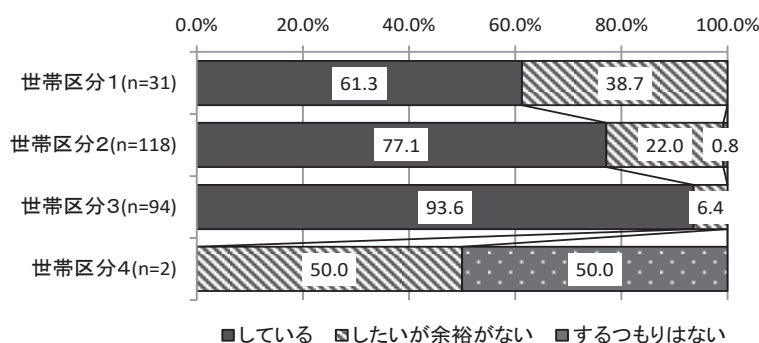
また、過去1年間に経済的理由から衣食購入や税金等の支払いができなかったことについても、世帯収入が低いほど、「衣料・生活用品が買えなかった」、「電気・ガス・水道料金の未払い」、「税金や保険料の滞納」の割合が高く、低所得世帯の就学前の親、小学生の親、中学生の親では、その割合が他の世帯区分より顕著に高い傾向にあります。



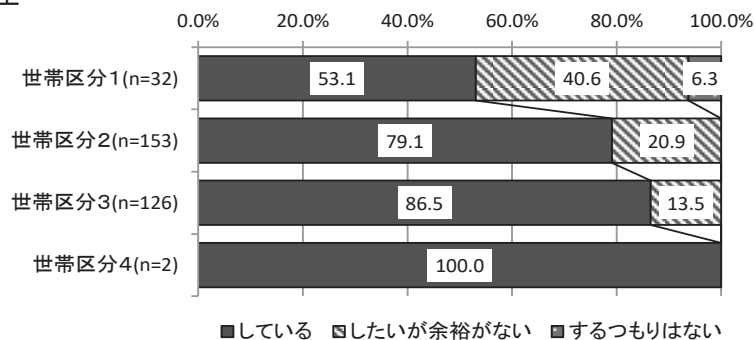
世帯収入が低いほど、子どもの将来への貯蓄に余裕がなく、十分に衣食購入もできないため、しっかりとした経済的基盤の確立に向けて、積極的な就労支援等が必要

#### 【子どもの将来のための貯蓄や学資保険への加入状況（図）】

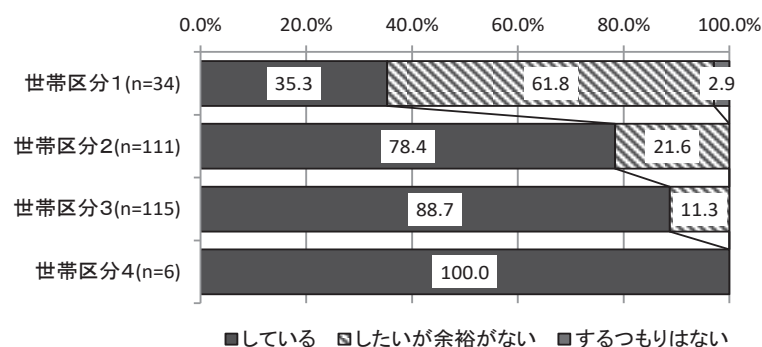
##### ●就学前



##### ●小学5年生

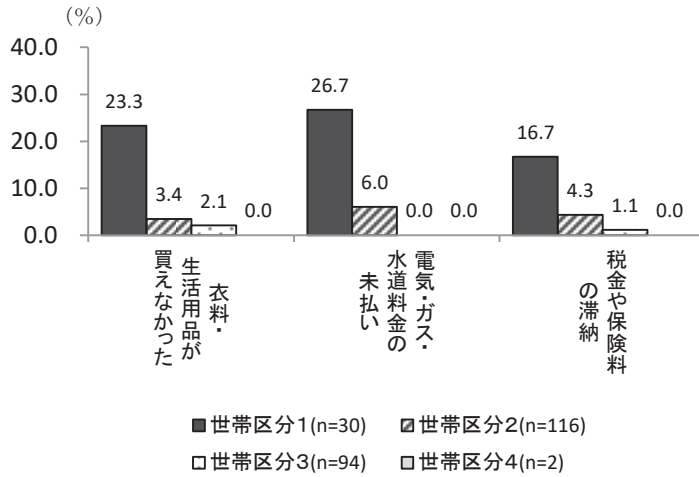


##### ●中学2年生

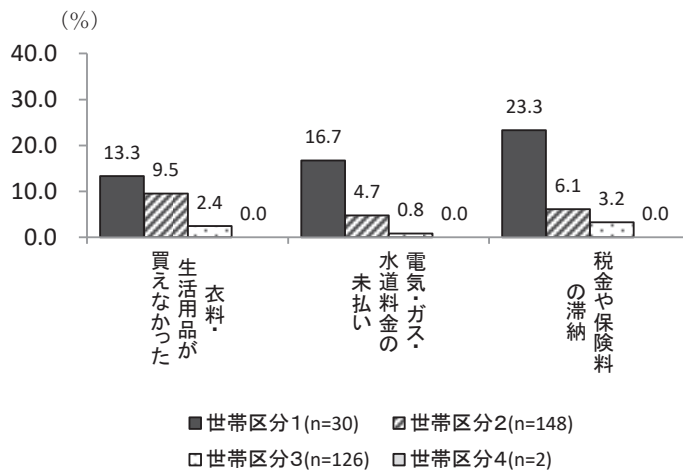


【過去1年に経済的な理由から、食料・衣服の購入や月々の料金の支払いができなかったこと(図)】

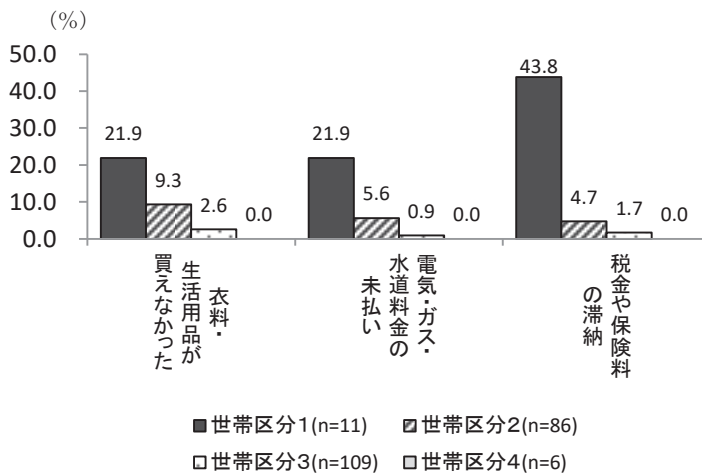
●就学前



●小学5年生



●中学2年生



### ⑤勉強と習い事について

授業の理解度は、世帯収入が低いほど、小学生、中学生とも、授業の理解度が低く、低所得世帯では「わからないことが多い」割合は、小学生で9.4%，中学生で11.8%となっています。

塾や家庭教師は、世帯収入が低いほど、「やりたいが我慢している」割合が高く、低所得世帯では、その割合は、小学生で14.3%，中学生で12.9%となっています。

勉強以外の習い事は、世帯収入が低いほど、「やりたいが我慢している」割合が高く、低所得世帯では、その割合は、小学生、中学生とも16.7%となっています。

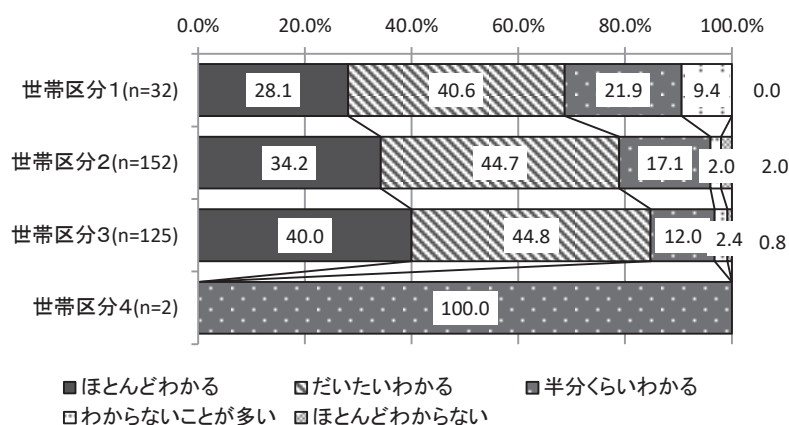
将来の希望進路は、世帯収入が低いほど、小学生、中学生とも、「大学・大学院まで」の希望率が低くなっており、低所得世帯では、その割合は、小学生で19.4%，中学生で21.2%となっています。



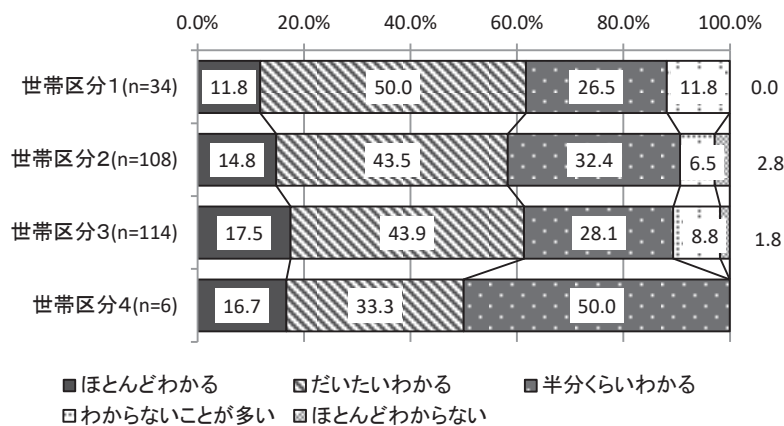
世帯収入が低いほど、授業の理解度が低いため、小学校の頃からの積極的な学習支援が必要

#### 【授業の理解度（図）】

##### ●小学5年生

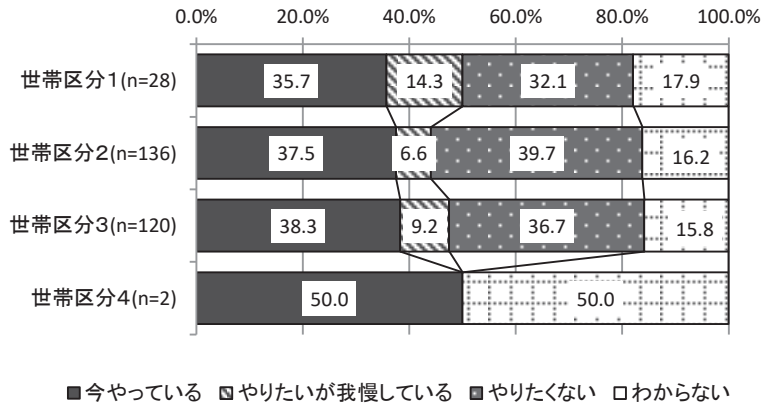


##### ●中学2年生

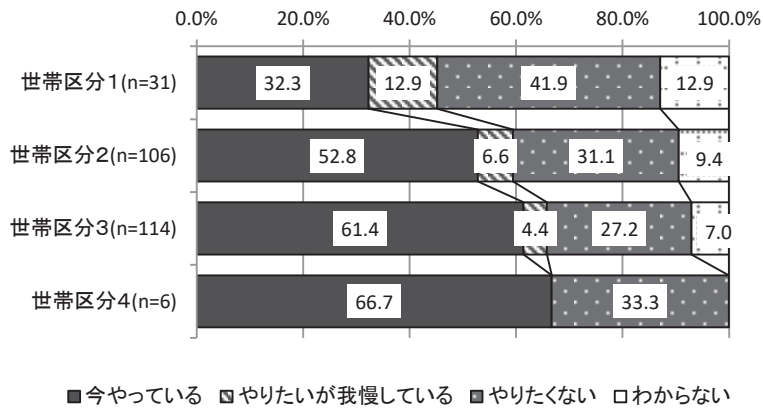


【塾や家庭教師（図）】

●小学5年生

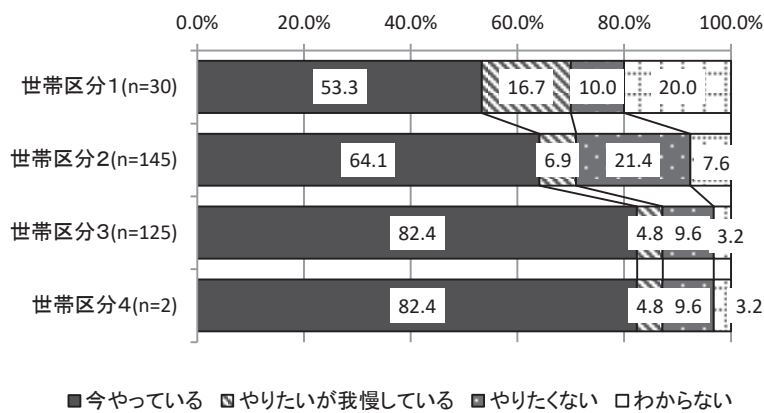


●中学2年生

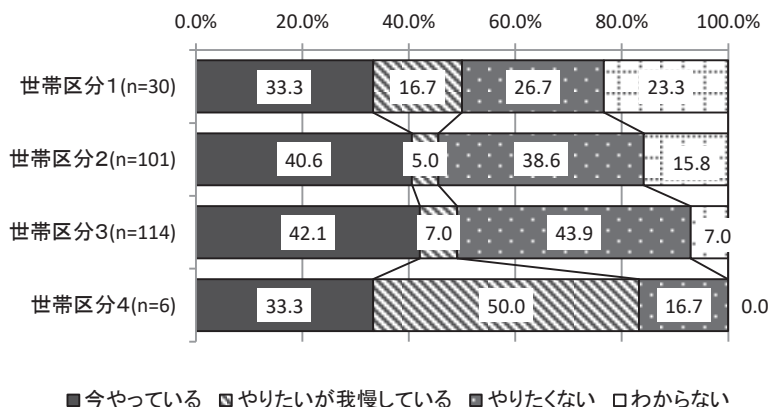


【勉強以外の習い事（図）】

●小学5年生



● 中学 2 年生



⑥ 食事について

学校が休みの時の昼食は、低所得世帯では、「必ず食べる」割合が、小学生で 59.4%，中学生で 67.6%であり、他の世帯区分より顕著に割合が低くなっています。

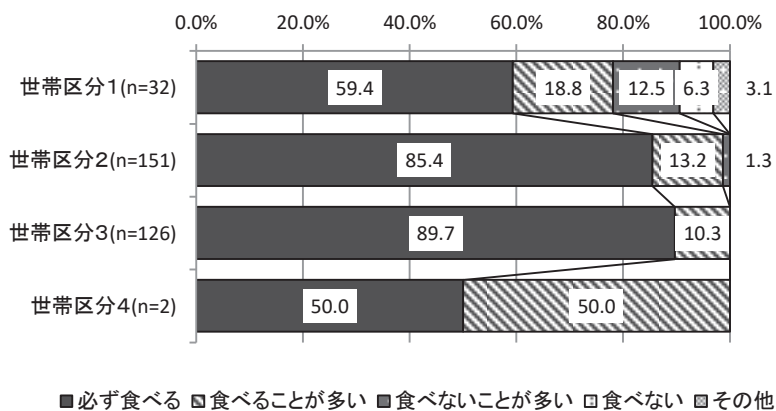
給食以外の魚、肉、卵、豆腐、野菜、果物の摂取は、世帯収入が低いほど、「毎日食べる」割合が低く、低所得世帯では、魚、肉、卵、豆腐等のたんぱく質を「毎日食べる」割合は、小学生で 59.4%，中学生で 70.6%となっています。



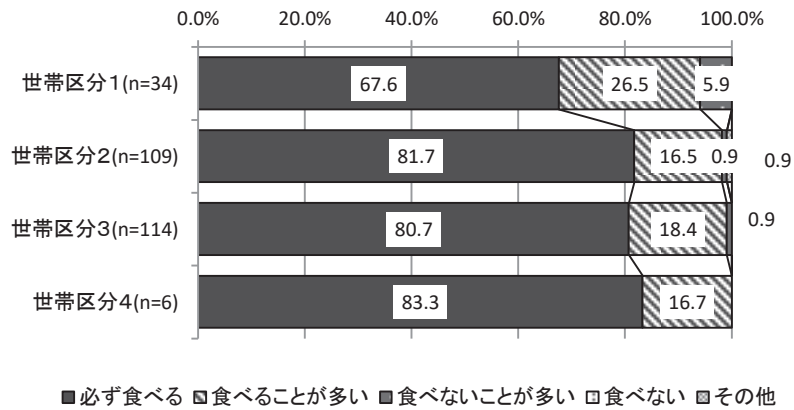
世帯収入が低いほど朝食や学校が休みの時の昼食を食べていない。また、魚、肉、卵、豆腐等のたんぱく質や、野菜や果物のビタミンを十分に摂取していない傾向があるため、食事支援を活性化したり、子どもや保護者に対する栄養に関する教育の推進が必要

【学校が休みの時の昼食（図）】

● 小学 5 年生

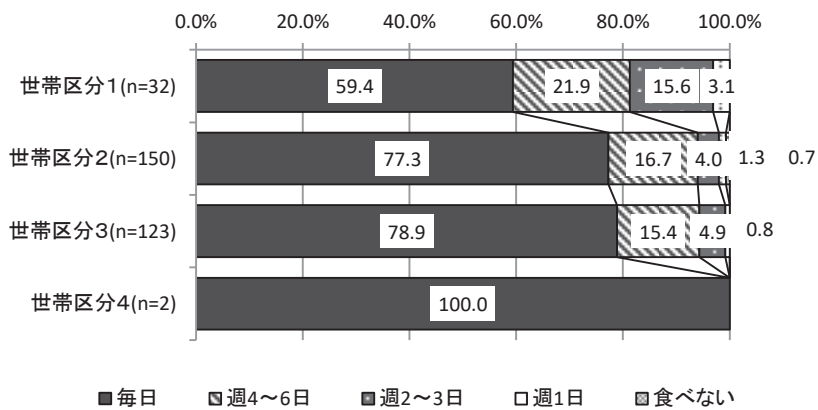


● 中学 2 年生

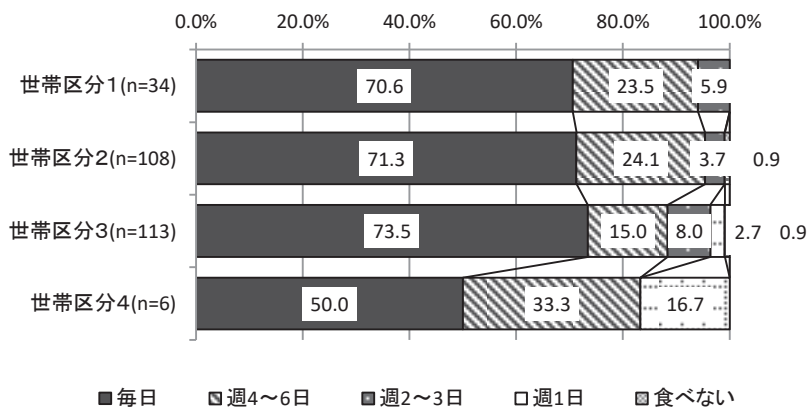


【給食以外の魚，肉，卵，豆腐，野菜，果物の摂取（図）】

● 小学 5 年生



● 中学 2 年生



## 第5章 計画の基本的な方向

### 1 計画の基本理念

2015（平成27）年より「笠岡市子ども・子育て支援事業計画」（以下、第1期計画）を策定し、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的前提の下に、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会を実現することを目的とし、「子どもの健やかな育ちと親育ちを地域みんなで支えるまち笠岡」の実現を目指してきました。

また、本市では2018（平成30）年に「第7次笠岡市総合計画（2018（平成30）年度～2025（令和7）年度）」を策定し、「元気・快適・ときめき・進化するまち笠岡」を目指す将来都市像として掲げ、施策を総合的に推進しています。その中で子ども・子育てについては、「未来戦略“輝く”」を基本戦略として掲げており、1人でも多くの子どもたちが笠岡市で生まれ、育つことのできる環境を整備します。

そこで、前回計画の基本理念や笠岡市の総合計画で定められた基本戦略を踏まえ、第2期計画の基本理念を『子どもは社会の未来です ～地域で支え 子どもと親がともに育つ 心ふれあうまち笠岡～』とします。

**子どもは社会の未来です  
～地域で支え 子どもと親がともに育つ 心ふれあうまち笠岡～**



---

## 2 計画の基本的な視点

基本理念に沿った子ども・子育て支援施策を推進するための基本的な視点を定めます。

### 基本的な視点1 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもがのびのびと成長していくためには、一人ひとりの子どもが安心・安全に過ごし、一人ひとりの発達に応じた質の高い教育・保育及び支援の安定的な提供が重要です。子どもの健やかな育ちを等しく保障するとともに、職員の更なる資質の向上を目指します。

近年の子育て家庭を取り巻く大きな変化に伴い、痛ましい虐待や子どもが巻き込まれる事故及び犯罪等も少なくありません。子どもを虐待等から守るため、安全かつ安心な環境づくりを進めます。

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう貧困対策を推進します。

### 基本的な視点2 子と親に対する支援体制づくり

核家族化が進み、世代間の交流が少ない今日では、「親になることへの不安」や、「子どもを産み育てることへの不安」を持っている人も少なくありません。安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが健やかに成長できるように、保健・医療の体制を整備し、福祉の各分野と連携を図りながら、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。夫婦が協力して家庭を築き、子育ての楽しさや苦勞を分かち合いながら、子どもを育てることを通じて、子も親も成長できるよう支援を行います。

子育て家庭が活用できる各種サービスを充実することはもちろん、個々の家庭のライフスタイルに応じて、必要なサービスや支援を受けることができるように、情報提供の充実や相談先についても広く周知を進めます。

また、ひとり親家庭や障がいのある児童を育てる家庭、ひきこもりや不登校の家庭、外国人の家庭等、様々な面で配慮が必要な家庭も、身近な地域で安心して生活することができるよう、関係機関と連携して支援体制を整えます。



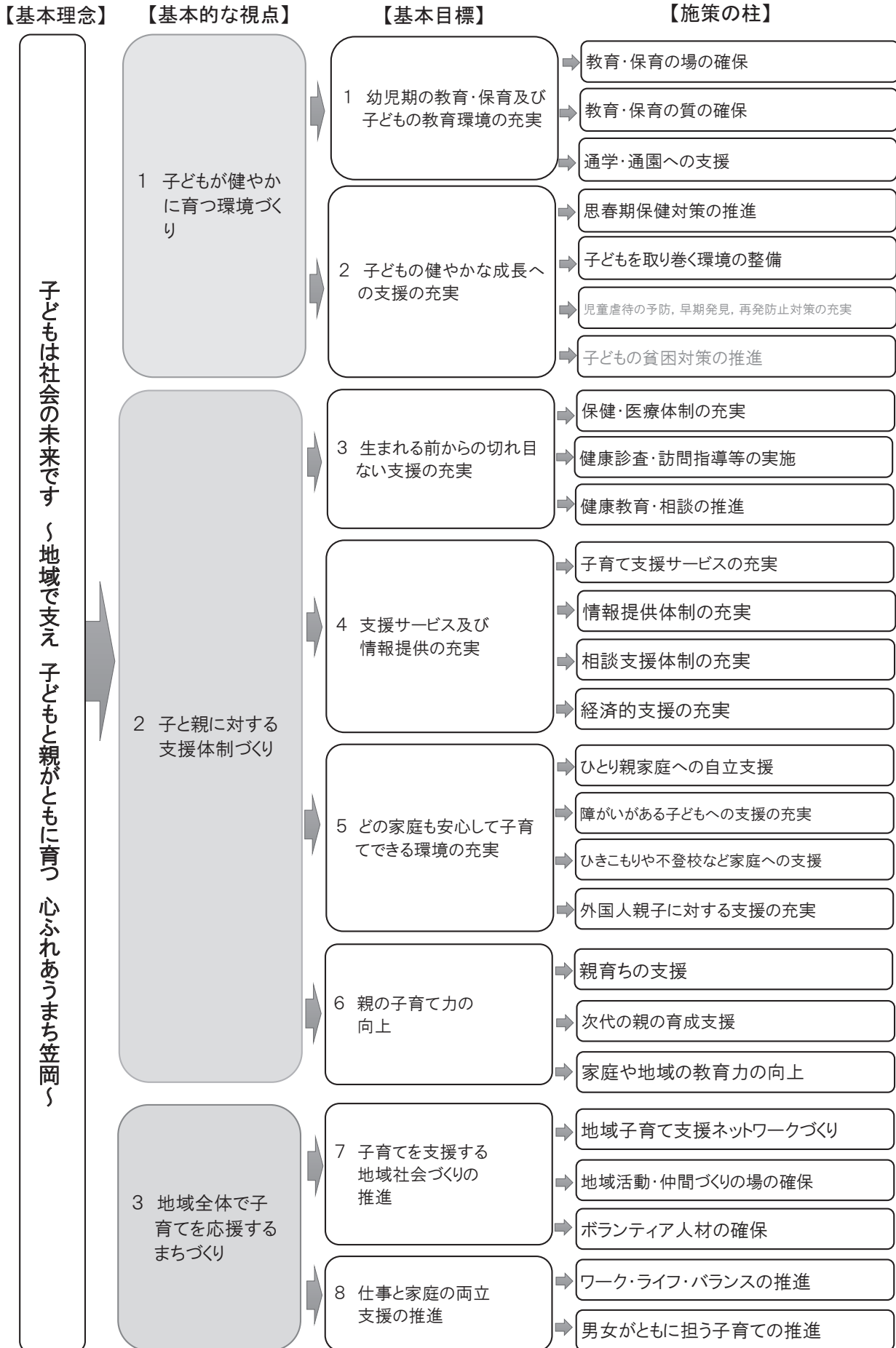
### 基本的な視点3 地域全体で子育てを応援するまちづくり

子どもは笠岡市の未来を担う存在です。子育て家庭や行政だけでなく、市民、企業・事業所、その他の様々な活動団体が協力し合い、地域が一体となり子どもの健やかな成長を見守る環境づくりを進めます。また、子育て中の親子の相互交流や地域の様々な人たちとのふれあい等を推進します。

今後は、国の推進する施策などにより共働き世帯や就労を望む人が増えることが見込まれます。男女に関わらず仕事と子育てを両立できるよう、子育て家庭に配慮した職場環境づくりの推進や働き方の見直しに関して、企業等への働きかけを行うなど啓発に努めます。



### 3 施策の体系



●通常保育事業 ●教育・保育施設の整備の推進 ●教育・保育施設の在り方の検討

●幼稚園教諭, 保育士及び保育教諭等の資質の向上 など

●安全な通学路の確保 ●交通安全意識の普及・啓発 ●離島未就学児通所支援事業 ●送迎に関する支援の周知

●スクールカウンセリングの実施 ●喫煙, 飲酒, 薬物及び性に関する知識の普及 ●思春期に対応した相談の充実

●望ましいメディアとのつきあい方の普及・啓発 ●防犯意識の啓発 ●「笠岡市子ども条例」の普及・啓発 ●社会体験活動の推進  
●赤ちゃんの駅の整備 など

●「笠岡市子どもを虐待から守る条例」に基づく各種取組の推進 ●養育支援訪問事業 ●子ども家庭総合支援拠点の設置  
●連携ケア事業 ●就学前スクールソーシャルワーカーの設置 など

●貧困に関する理解促進 ●母子・父子支援員による相談支援 ●子どもの居場所づくり ●ひとり親家庭への経済的支援の充実  
●自立支援事業の実施 ●放課後児童クラブ利用者負担金補助事業 など

●不妊治療に対する助成 ●不育治療に対する助成 ●予防接種の推進 など

●妊婦健康診査 ●産婦健康診査 ●産後ケア事業 ●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) など

●母子健康手帳の交付 ●電子母子健康手帳の普及 ●乳幼児期の栄養指導 ●虫歯予防の実施 ●食育の推進

●延長保育事業 ●放課後児童健全育成事業 ●子育て短期支援事業(ショートステイ事業) ●一時預かり事業  
●ファミリー・サポート・センター事業 ●病児・病後児保育事業 ●休日保育事業

●子育て応援読本の充実 ●子育ての情報提供 ●イベントの情報提供

●子育て世代包括支援センター(「ほっと★はぐ」)の運営 ●利用者支援体制の整備 ●家庭相談支援の実施 など

●児童手当の支給 ●子ども医療費給付事業 ●幼児教育・保育の無償化 ●就学援助制度(再掲) など

●母子・父子支援員による相談支援(再掲) ●ひとり親家庭への経済的支援の充実(再掲) ●自立支援事業の実施(再掲)

●障がい児教育・保育の充実(補助含む) ●放課後児童クラブへの受け入れ促進 ●特別支援教育の充実  
●障がいがある子どもを育てる家庭への支援の充実 ●医療的ケア児に対する支援の充実 ●児童発達支援の推進 など

●家庭相談支援の実施 ●不登校児童生徒の居場所の確保

●日本語講座の充実 ●母子健康手帳の交付(外国語版)

●子どもの健やかな育ちに関する知識の充実 ●保護者支援プログラムの普及・啓発

●乳幼児とのふれあいの推進 ●子育て意識啓発事業 ●若者によるプロジェクト展開への支援

●読書活動の推進 ●子どもの学びの支援 ●地域交流活動の充実

●地域情報提供体制の充実 ●子育てボランティアの活動支援 ●地域住民の子育てへの参加促進

●地域子育て支援拠点事業 ●子育てサークルへの加入促進 ●子育てサロン等の開催 ●子どもイベントの開催 など

●福祉の意識の向上, ボランティア活動の推進 ●日本語教育講座の指導ボランティアの育成支援

●育児休業制度活用促進の啓発 ●子育てしやすい職場環境づくりの啓発 ●産休明けの職場復帰しやすい環境づくり など

●男女共同参画意識の啓発 ●男性の育児参画の推進

## 第6章 次世代育成支援行動計画

### 基本的な視点1 子どもが健やかに育つ環境づくり

#### 基本目標1 幼児期の教育・保育及び子どもの教育環境の充実

保護者が安心して子育てができる環境づくりや、子どもの健やかな育ちを支えるために、教育・保育施設の充実及び質の向上を図ります。また、幼稚園、保育所（園）、認定こども園及び小学校の連携を強化する接続カリキュラムを作成・活用することで、小学校生活への円滑な移行を目指します。

#### 施策の柱1 教育・保育の場の確保

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
通常保育事業	保護者の就労等により家庭での保育ができない子どもを保育します。 【対象】保育を必要とする子ども	継続	こども育成課
教育・保育施設の整備の推進	笠岡市就学前教育・保育施設再編整備計画により再編を進めていく中で、老朽化した施設の整備改修を計画的に進めます。 【対象】就学前教育・保育施設	継続	こども育成課、 教育総務課
教育・保育施設の在り方の検討	国の動向や児童数の推移等に基づき、関係者と施設の在り方について検討します。 【対象】就学前教育・保育施設	継続	こども育成課、 教育総務課、 学校教育課



## 施策の柱2 教育・保育の質の確保

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
幼稚園教諭, 保育士及び保育教諭等の資質の向上	充実した教育・保育サービスを提供するため, 知識や技術の習得など, 職員の資質の向上に努めます。 【対象】幼稚園教諭, 保育士, 保育教諭等	継続	こども育成課, 学校教育課
幼稚園教諭, 保育士及び保育教諭等の確保	充実かつ安定した教育・保育サービスを提供するため, 職員確保に取り組めます。 【対象】幼稚園教諭, 保育士, 保育教諭等	継続	こども育成課, 学校教育課
発達支援の充実	増加傾向にある支援が必要な子どもに対し, 十分な教育・保育が行える体制を整え, 専門機関等と連携しながら教育・保育を行い, 子どもの健やかな発達を促します。 【対象】支援が必要な子ども	継続	こども育成課, 学校教育課
4歳児発達支援事業の推進	子どもの発達障がいの早期発見・早期対応が大切なので, 4歳児としての保育所(園)・幼稚園での集団生活の各場面で困り感を持つ園児に対し, 関係機関が連携を図り, 困り感が少なくなるように支援を行います。(年長まで継続支援) 【対象】4歳児	継続	子育て支援課, 学校教育課
きめ細かい指導体制の充実	児童生徒に豊かな思考力や表現力, 確かな判断力を育成していくため, 少人数指導・習熟度別授業の実施など, 一人ひとりに応じたきめ細かい指導体制の充実を進めます。 【対象】教職員	継続	学校教育課
教職員の資質の向上	笠岡市教育研修所の定期的な研修部会の実施を中心に, 人権教育や情報教育, 特別支援教育, 教育相談等の今日的課題についての研修を実施し資質の向上を図ります。 【対象】教職員	継続	学校教育課

## 施策の柱3 通学・通園への支援

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
安全な通学路の確保	防犯灯や交通安全啓発用看板等を設置し, 安全な通学路の確保に努めます。 【対象】子ども	継続	協働のまちづくり課, 建設管理課
交通安全意識の普及・啓発	幼児期から成長段階に合わせた, 参加・体験・実践型の教育を実施し, 交通安全意識を高めます。 【対象】子ども	継続	協働のまちづくり課, 学校教育課
離島未就学児通所支援事業	島しょ部における子育て家庭の経済的負担軽減を目的とし, 島から陸の保育所等の通所に係る船賃に対し一部補助します。 【対象】保護者	新規	子育て支援課
送迎に関する支援の周知	ファミリー・サポート・センター事業で送迎を依頼できることや利用方法に関する周知を行います。また, 必要とする人が利用しやすいように, 支援する側と依頼する側の顔合わせの機会を提供します。 【対象】保護者	新規	子育て支援課

## 基本目標2 子どもの健やかな成長への支援の充実

子どもの健全育成のための機会や環境づくりを進め、正しい知識の普及と理解を促進し、自ら正しい判断ができるように支援します。

児童虐待は、子どもの心身や人格に重大な影響を与えることとなるため、育児不安の解消や虐待の早期発見に取り組むとともに、関係機関が連携して適切な支援を行い、問題解決を図ります。

貧困については、ひとり親家庭の割合が高い傾向にあることから、支援が必要な家庭に対して、相談体制の充実、経済的負担の軽減事業などを中心に推進します。

### 施策の柱1 思春期保健対策の推進

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
スクールカウンセリングの実施	児童生徒の様々な心の問題に対応できるスクールカウンセラーの配置を増やし、カウンセリング機能の充実を図ります。 【対象】児童、生徒	継続	学校教育課
喫煙、飲酒、薬物及び性に関する知識の普及	未成年者の喫煙、受動喫煙の害、飲酒、薬物乱用の防止や性について、学校において正しく理解させる教育を実施します。 【対象】児童、生徒	継続	学校教育課、子育て支援課、健康推進課
思春期に対応した相談の充実	学校生活や家庭、社会生活において、不登校、非行、人間関係や家族関係、障がい、引きこもり等、様々な子育ての悩みや不安への相談に応じます。また、学校や医療機関等関係機関の連携を強化します。 【対象】子どもと保護者	継続	子育て支援課、学校教育課

### 施策の柱2 子どもを取り巻く環境の整備

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
望ましいメディアとのつきあい方の普及・啓発	メディアを通して伝わる様々な情報と上手につきあうための知識の啓発に努めます。 【対象】子どもと保護者	継続	子育て支援課、学校教育課
子どもの登下校時の安全確保の推進	地域住民による、子どもの登下校時の見守り活動や青パトの巡回活動等を積極的に推進します。 【対象】児童、生徒	継続	協働のまちづくり課、学校教育課
防犯意識の啓発	不審者に対する対応指導や地域における防犯意識高揚の啓発に努めます。また、不審者情報を提供し安全の確保を図ります。 【対象】児童、生徒	継続	協働のまちづくり課、学校教育課
良質な住宅、良好な居住環境の確保	子どもを抱える世帯やひとり親世帯等が安心して暮らせる住環境の整備・確保に努めます。 【対象】子育て世帯	継続	都市計画課
「笠岡市子ども条例」の普及・啓発	『子どもの幸せを第一に考える視点のもとに、次代を担う子どもが未来に夢と希望をもち、安心して心豊かに育つこと』を目的とした「笠岡市子ども条例」の普及啓発に努めます。 【対象】市民	継続	子育て支援課
大井児童館の利用促進	大井児童館では子どもたちに健全な遊びを提供するとともに、子どもの健康増進や情操を豊かにすることを目的とした事業を実施し、施設の利用促進に努めます。 【対象】子育て世帯	継続	子育て支援課

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
社会体験活動の推進	ボランティア活動や職場体験等の機会の充実を図り、子どもの豊かな心や生きる力を育みます。 【対象】生徒	継続	学校教育課, 生涯学習課, 社会福祉協議会
自然体験活動の推進	自然体験を通して、主体的に活動する中でたくましさ身に付けます。 【対象】子どもと保護者	継続	生涯学習課, 環境課
赤ちゃんの駅の整備	市内各所において、授乳やおムツ交換ができるコーナーや設備を整備します。民間の商業施設等に協力を呼びかけ、普及に努めます。 【対象】商業施設等	継続	子育て支援課

### 施策の柱3 児童虐待の予防、早期発見、再発防止対策の充実

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
「笠岡市子どもを虐待から守る条例」に基づく各種取組の推進	虐待の未然防止、早期発見及び早期対応、その他必要な事項を定めた「笠岡市子どもを虐待から守る条例」を制定し、子どもを虐待から守る施策を総合的に推進していきます。 【対象】市民、関係機関	新規	子育て支援課
児童虐待の予防及び早期発見	育児相談体制の充実や子育てサークル活動の支援等により、育児不安の軽減を図るとともに、乳幼児健診等の機会を利用して、児童虐待の予防及び早期発見に努めます。 【対象】子どもと保護者	継続	子育て支援課
笠岡市要保護児童対策地域協議会の充実	児童虐待に対して、医療、保健、福祉、教育、警察、民間団体等、関係機関で構成する「笠岡市要保護児童対策地域協議会」を核として、早期に適切な対応ができる体制の充実を図ります。 【対象】関係機関	継続	子育て支援課, 学校教育課
児童虐待防止啓発の推進	児童虐待の早期発見や虐待の予防に向けて、広報紙等による啓発を行うとともに、イベント等に合わせた普及啓発活動を行います。 【対象】市民	継続	子育て支援課
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問で把握した育児ストレスや虐待の恐れがある家庭に対して、継続的に訪問し、相談・指導・助言など必要な支援を行います。 【対象】支援が必要な家庭	継続	子育て支援課
子ども家庭総合支援拠点の設置	児童等に対する相談支援を行う子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて準備します。 【対象】子どもと保護者	新規	子育て支援課
連携ケア事業	社会福祉士等が保育所や幼稚園等を巡回し、関係機関と連携し、必要な支援につなげます。 【対象】子ども	新規	子育て支援課
就学前スクールソーシャルワーカーの設置	問題行動等の未然防止の充実を図るため、就学前のより早い段階から関係機関等と連携した対応を行います。 【対象】子ども	新規	学校教育課

#### 施策の柱 4 子どもの貧困対策の推進

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
貧困に関する理解促進	子どもの貧困対策は、行政が積極的に取り組むべき課題であるとの認識のもと、子どもの貧困に対する地域全体の理解が深まるよう啓発に努めます。 【対象】地域全体	新規	子育て支援課
各種経済支援の周知・実施	支援を必要とする人が経済的な支援を受けることができるよう、機会を捉えて周知を図り、各種経済的支援につなげます。 【対象】子どもと保護者	新規	子育て支援課
母子・父子支援員による相談支援	ひとり親家庭を総合的に支援する母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭からの多様な相談に応じます。 【対象】ひとり親家庭	継続	子育て支援課
子どもの居場所づくり	子ども食堂を始めとする子どもの居場所等の提供を目的とする事業を実施する団体に対し支援します。 【対象】事業実施団体	新規	子育て支援課
住まいの確保	子育て世帯等の居住の安定を図るため適切な助言を行うとともに、公営住宅等の関係各所へつなぐことにより入居を支援します。 【対象】子どもと保護者	新規	子育て支援課、都市計画課
ひとり親家庭への経済的支援の充実	児童扶養手当、ひとり親家庭医療費の助成、遺児激励金、遺児年金、奨学金など、ひとり親家庭の経済的支援の充実を図ります。また、笠岡公共職業安定所と連携し、ひとり親家庭の就労を支援し、生活の安定を図ります。 【対象】ひとり親家庭	継続	子育て支援課、市民課、生涯学習課
自立支援事業の実施	ひとり親家庭の自立と安定した生活を支援するため、離婚前相談、母子・父子自立支援プログラム策定、養育費確保支援等を実施に向けて検討します。 【対象】ひとり親家庭	新規	子育て支援課
就学援助制度	小中学校において、家庭の事情で学用品等の経費負担が困難な児童生徒を対象に、一定の基準に基づいて就学援助を行います。 【対象】子育て世帯	継続	学校教育課
放課後児童クラブ利用者負担金補助事業	放課後児童クラブの利用者負担金について、市民税非課税世帯に対して、月額 3,000 円以内で補助します。 【対象】子育て世帯	新規	子育て支援課
連携ケア事業(再掲)	社会福祉士等が保育所や幼稚園等を巡回し、関係機関と連携し、必要な支援につなげます。 【対象】子ども	新規	子育て支援課



## 基本的な視点2 子と親に対する支援体制づくり

### 基本目標3 生まれる前からの切れ目ない支援の充実

安心して出産や子育てができるように関係機関との連携を強化し、母子保健事業を充実します。保護者の子どもの発達に対する悩みや不安を解消できるように相談先を充実するとともに、育児に関する学びの場を提供します。

#### 施策の柱1 保健・医療体制の充実

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
不妊治療に対する助成	不妊治療(一般不妊・特定不妊)の助成制度を推進し、経済的負担の軽減を図ります。 【対象】市民	継続	子育て支援課
不育治療に対する助成	不育治療の助成制度を推進し、経済的負担の軽減を図ります。 【対象】市民	継続	子育て支援課
予防接種の推進	子どもに感染する恐れのある疾病の罹患や重症化を予防するため、予防接種を行います。 【対象】子ども	継続	子育て支援課
小児の救急医療体制の確保	夜間や休日診療に対する需要の伸びと合わせて、小児科の救急医療の充実が望まれています。県や近隣自治体と連携を取りながら小児医療体制の充実を図ります。 【対象】子育て世帯	継続	子育て支援課
小児救急医療電話相談	岡山県が行っている小児救急医療電話相談の広報に努め、その周知と活用に努めます。 【対象】子育て世帯	継続	子育て支援課

#### 施策の柱2 健康診査・訪問指導等の実施

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
妊婦健康診査	妊婦や胎児が安全で健やかに出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査受診券を交付し医療機関での健康診査を実施します。 【対象】妊婦	継続	子育て支援課
産婦健康診査	産後うつを予防し、出産後の不安定な時期を心身共に健やかに過ごしていただくために、産婦健康診査受診券を交付し産科機関での健康診査を実施します。 【対象】産婦	新規	子育て支援課
乳幼児健康診査	心身ともに健全な人づくりの基本として、また、乳幼児の健康の保持増進を図るため、乳児(3~4か月児)、1歳6か月児及び3歳児を対象に健康診査を行います。 【対象】乳幼児	継続	子育て支援課
産後ケア事業	産後うつ予防を目的に、育児の協力者がおらず、心身の不調や強い育児不安がある等育児支援の必要な方に、宿泊または日帰りでのサービス利用費の一部を助成します。 【対象】産後3か月未満の母子	新規	子育て支援課
妊婦に対する訪問指導	個別の支援を要するハイリスク妊産婦等に対して個別訪問を充実し、安全・安心な妊娠及び出産の確保を図ります。 【対象】妊婦	継続	子育て支援課
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	すべての乳児のいる家庭を訪問し子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するとともに、養育に関する相談に応じ、助言・援助を行います。 【対象】乳児のいる家庭	継続	子育て支援課

### 施策の柱3 健康教育・相談の推進

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
母子健康手帳の交付	早期の妊娠届出を啓発するとともに、面接による相談・指導・情報提供を行い、妊婦の不安感や孤立感の解消に努めます。 【対象】妊婦	継続	子育て支援課
電子母子健康手帳の普及	スマートフォン等で気軽に育児や子育て支援の情報を得ることができるアプリ(kasaoka★すくすくログ)の普及に努めます。 【対象】妊婦	新規	子育て支援課
乳幼児期の栄養指導	母乳栄養の推進を図るとともに、妊娠中から乳幼児期にかけて栄養に関する知識と実践力を身に付けるための栄養指導に取り組めます。 【対象】妊産婦	継続	子育て支援課
虫歯予防の実施	乳幼児健診や2歳歯科検診時に、月齢に応じた歯磨きの励行や食生活等の指導を行うとともに、虫歯が発見された場合には治療の助言・指導を行います。 【対象】乳幼児と保護者	継続	子育て支援課
食育の推進	2014(平成26)年3月に、「いきいき笠岡21」「はぐくみ笠岡21」「食育推進計画」を一つにまとめた『笠岡市健康づくり計画』(第2期計画)を策定しました。2018(平成30)年度に第2期計画の中間評価を行い今後この計画に基づいて、食育の更なる推進に努めます。 【対象】乳幼児と保護者	継続	子育て支援課, 健康推進課



## 基本目標4 支援サービス及び情報提供の充実

共働き世帯の増加や多様化するライフスタイルの中、子育て支援サービスや相談支援の需要は増加しています。多様化する利用者ニーズに応じたサービスの提供体制を整備するとともに、必要な人が相談支援や経済的支援を十分に活用できるように、子育て情報の定期的な発信や情報媒体の充実に努めます。

### 施策の柱1 子育て支援サービスの充実

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
延長保育事業	通常の保育時間終了後、希望する保護者を対象に児童を約1時間延長して預かり保育します。 【対象】保育所(園)、認定こども園へ通所する児童	継続	こども育成課
放課後児童健全育成事業	昼間に保護者が仕事等でいない家庭の小学生を対象に、授業終了後に学校の余裕教室等を利用して生活、遊び、学びの支援を行う放課後児童クラブについては、受入体制、開所時間、自主学習等について、事業実施団体や小学校等と連携を図り、多様化する保護者希望に添えるよう努めます。また、登録児童数や利用状況、施設の状況、学校規模適正化計画を踏まえて、必要に応じた施設整備を行います。 【対象】小学6年生まで	継続	子育て支援課
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	保護者の傷病等で子どもの養育が一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子の保護が必要な場合に児童養護施設等で短期間、養育・保護を実施します。 【対象】子どもまたは母子	継続	子育て支援課
一時預かり事業	保護者の就労、傷病、冠婚葬祭等のために家庭での保育が一時的に困難になった場合に、一時的に児童を預かる体制を整備します。 【対象】乳幼児	継続	子育て支援課、こども育成課
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センターでは、育児を応援したい人(提供会員)と応援してほしい人(依頼会員)の引き合わせを行います。また研修等を実施し、会員の資質向上を図ります。 【対象】提供会員、依頼会員、両方会員	継続	子育て支援課
病児・病後児保育事業	子どもが病気の治療中や回復期にあり、集団保育や保護者による保育が困難な場合に、適切に対応できる施設で保育を行います。 【対象】小学6年生までの子ども	継続	子育て支援課
休日保育事業	休日における保護者の就労、傷病、冠婚葬祭等のために家庭での保育が一時的に困難になった場合に、一時的に児童を預かる体制を整備します。 【対象】乳幼児	継続	こども育成課

## 施策の柱 2 情報提供体制の充実

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
子育て応援読本の充実	子どものライフステージに合わせ、妊娠、出産から就学までの子育て家庭を対象として、健康・医療や相談窓口、子育て支援事業等の行政情報をわかりやすくとりまとめます。 【対象】子育て世帯	継続	子育て支援課
子育ての情報提供	必要な人に必要なサービスが提供できるよう、パンフレット作成やホームページ等による積極的なPRに努めます。 【対象】子育て世帯	継続	子育て支援課
イベントの情報提供	広く参加していただけるよう、広報紙や市のホームページを活用してPRに努めます。 【対象】子育て世帯	継続	子育て支援課、 生涯学習課、 企画政策課

## 施策の柱 3 相談支援体制の充実

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
子育て世代包括支援センター(「ほっと★はぐ」)の運営	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目指し、妊娠・出産・子育てに関するきめ細かい支援を充実させた「子育て世代包括支援センター」(ほっと★はぐ)を子育て支援課内に設置・運営しています。 【対象】子育て世帯	新規	子育て支援課
利用者支援体制の整備	育児・保育に精通した専任職員を配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談を行い、適切なサービスの利用につなげます。 【対象】子育て世帯	継続	子育て支援課
母子・父子自立支援員による相談支援(再掲)	ひとり親家庭を総合的に支援する母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭からの多様な相談に応じます。 【対象】ひとり親家庭	継続	子育て支援課
要保護児童相談員による相談支援	要保護児童相談員を配置し、しつけ、養育、児童虐待、家族関係等、様々な子育ての困り事や悩みへの相談に応じます。また、必要に応じて関係機関や専門機関と連携しながら支援を行います。 【対象】子育て世帯(子どもと保護者)	継続	子育て支援課
家庭相談支援の実施	学校生活や家庭、社会生活において、不登校、非行、人間関係や家族関係、障がい、ひきこもり等、様々な子育ての悩みや不安への相談に応じます。また、必要に応じて関係機関や専門機関と連携しながら支援を行います。 【対象】子育て世帯(子どもと保護者)	継続	子育て支援課、 学校教育課

#### 施策の柱 4 経済的支援の充実

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
出産育児一時金	国民健康保険の被保険者が出産した時に、出産育児一時金を支給します。 【対象】国民健康保険の被保険者	継続	市民課
児童手当の支給	児童を扶養している家庭の安定を図り、児童の健全な育成と資質の向上を目的として支給します。 【対象】中学校3年生までの子どもを持つ家庭(所得制限あり)	継続	市民課
子ども医療費給付事業	子どもの通院等にかかる医療費を助成し、保護者の負担の軽減を図ります。 【対象】通院:中学校修了まで(無料) 入院:高等学校修了まで(無料)	継続	市民課
幼児教育・保育の無償化	3～5歳のすべての子どもの保育料を無償とします。また、住民税非課税世帯については、0～2歳の子どもの保育料も無償とします。 【対象】子育て世帯	新規	こども育成課
就学援助制度(再掲)	小中学校において、家庭の事情で学用品等の経費負担が困難な児童生徒を対象に、一定の基準に基づいて就学援助を行います。 【対象】子育て世帯	継続	学校教育課
放課後児童クラブ利用者負担金補助事業(再掲)	放課後児童クラブの利用者負担金について、市民税非課税世帯に対して、月額3,000円以内で補助します。 【対象】子育て世帯	新規	子育て支援課



## 基本目標5 どの家庭も安心して子育てできる環境の充実

障害のある子どもについては、一人ひとりの障害の特性に応じたきめ細やかな支援が必要であり、保健、医療、福祉、教育の各分野が情報共有や連携した支援を行い、地域で安心して生活できる環境づくりを進めます。

また、ひとり親家庭、障がいがある子どもを育てる家庭、ひきこもりや不登校などの家庭、外国人の家庭等、様々な面で配慮が必要な家庭に対して必要なサービスや支援を受けることができるよう、関係機関と連携して支援体制を整えます。

### 施策の柱1 ひとり親家庭への自立支援

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
母子・父子支援員による相談支援(再掲)	ひとり親家庭を総合的に支援する母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭からの多様な相談に応じます。 【対象】ひとり親家庭	継続	子育て支援課
ひとり親家庭への経済的支援の充実(再掲)	児童扶養手当、ひとり親家庭医療費の助成、遺児激励金、遺児年金、奨学金など、ひとり親家庭の経済的支援の充実を図ります。また、笠岡公共職業安定所と連携し、ひとり親家庭の就労を支援し、生活の安定を図ります。 【対象】ひとり親家庭	継続	子育て支援課、市民課、生涯学習課
自立支援事業の実施(再掲)	ひとり親家庭の自立と安定した生活を支援するため、離婚前相談、母子・父子自立支援プログラム策定、養育費確保支援等を実施に向けて検討します。 【対象】ひとり親家庭	新規	子育て支援課

### 施策の柱2 障がいがある子どもへの支援の充実

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
障がい児教育・保育の充実(補助含む)	集団教育・保育の必要性があり、集団教育・保育が可能な障がいがある子どもに対して、幼稚園、保育所(園)及び認定こども園において専門機関等と連携しながら対応し、健やかな発達を促します。また、私立保育園及び認定こども園での障がい児保育実施に対し助成します。 【対象】障がいがある子ども	継続	子育て支援課、こども育成課、学校教育課
放課後児童クラブへの受け入れ促進	地域の放課後児童クラブにおいて障がいがある子どもの受け入れができるように、研修会等を開催して、指導員の資質の向上を図るとともに体制の整備を促進します。 【対象】障がいがある子ども	継続	子育て支援課
特別支援教育の充実	障がいがある子ども一人ひとりの状態に応じた対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、総合的な推進体制の充実を図ります。また、障がい種別の多様化に対応するための研修会等に積極的に参加し教職員の資質の向上を目指します。 【対象】教職員	継続	学校教育課
障がいがある子どもを育てる家庭への支援の充実	障がいがある子どもを育てる家庭に対して関係機関等と連携しながら継続的に相談・助言などの必要な支援を行います。 【対象】障がいがある子どもを育てる家庭	継続	子育て支援課、地域福祉課
障がいがある子ども等への経済的支援の充実	心身障がいがある子どもとその家庭に対する経済的支援の充実を図ります。 【対象】障がいがある子どもを育てる家庭	継続	地域福祉課
障がいがある子どもを育てる家庭の居場所の確保	障がいがある子どもを育てる家庭が気軽に交流できる居場所を確保し、育児ストレス等の負担軽減を図ります。 【対象】障がいがある子どもを育てる家庭	継続	子育て支援課

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
医療的ケア児に対する支援の充実	医療的ケア児支援についての連携を図るための協議の場を、近隣3市2町で設置します。 【対象】関係者	新規	地域福祉課
児童発達支援の推進	発達や運動機能に心配のある児童を通所させ、言語聴覚士、心理士、保育士、理学療法士、保健師などの専門の職員が自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練を行います。 【対象】障がいがある子ども	新規	地域福祉課

### 施策の柱3 ひきこもりや不登校など家庭への支援

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
家庭相談支援の実施	学校生活や家庭、社会生活において、不登校、非行、人間関係や家族関係、障がい、ひきこもり等、様々な子育ての悩みや不安への相談に応じます。また、必要に応じて関係機関や専門機関と連携しながら支援を行います。 【対象】子育て世帯(子どもと保護者)	継続	子育て支援課、学校教育課
不登校児童生徒の居場所の確保	様々な事情で不登校になってしまった児童・生徒が自宅以外で気兼ねなく過ごせる居場所の確保に努めます。 【対象】児童、生徒	継続	子育て支援課

### 施策の柱4 外国人親子に対する支援の充実

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
日本語講座の充実	海外から来日した外国人に対して、日本語に早く慣れるよう日本語講座を定期開催し、地域社会になじめるよう交流支援などに取り組む笠岡国際交流協会の活動を支援します。 【対象】外国人親子	新規	協働のまちづくり課
母子健康手帳の交付(外国語版)	必要に応じて英語と中国語の母子健康手帳を交付します。今後は、ニーズに応じて種類を増やすことを検討します。 【対象】外国人親子	新規	子育て支援課



## 基本目標6 親の子育て力の向上

核家族化の進行や地域のつながりが希薄となり、子どもと接する機会が少ないことで、子育てや子どもへの接し方をどのようにしてよいかわからない人が増えています。地域に住む人々が子どもと触れ合う機会を提供するとともに、子育てや育児に関する知識を普及し、子育てがしやすい地域づくりを進めます。

### 施策の柱1 親育ちの支援

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
子どもの健やかな育ちに関する知識の充実	保護者の教育を通して、子どもの健康な育ちに関する知識を充実させるため、講演会、研修会及び健診時の個別指導を実施します。 【対象】保護者	継続	子育て支援課
保護者支援プログラムの普及・啓発	保護者や子どもに関わる人々が、子どもに向き合うための技術を高めることを目的に、具体的な子どもへの関わり方を中心とした内容である参加体験型の研修会等を実施します。 【対象】保護者、関係機関	継続	子育て支援課、生涯学習課

### 施策の柱2 次代の親の育成支援

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
乳幼児とのふれあいの推進	ボランティア体験や職場体験を通して中高生等が乳幼児とふれあえる機会の創出に努めます。 【対象】生徒	継続	学校教育課、社会福祉協議会
子育て意識啓発事業	将来、社会人になった際に、充実感を持って子どもを産み育てる意識を高めるための研修会等を実施します。 【対象】高校生	新規	子育て支援課
若者によるプロジェクト展開への支援	「笠岡」への思いを形にするため、2015(平成27)年度から若者会議「ぼっけえまち会議」を開催する中、「婚姻率上昇の方策」、「希望する子どもの数を持てる方策」、「転出抑制・転入促進のための方策」をテーマにして、若者が自ら考え、企画し、実行する形での様々なプロジェクト展開を支援します。 【対象】若者	新規	定住促進センター

### 施策の柱3 家庭や地域の教育力の向上

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
読書活動の推進	乳児健診の際に絵本などを配布し、赤ちゃん絵本を開く楽しいひとときを持つきっかけを作ります。また、関係各所での絵本の読み聞かせ等を通して本に親しむ機会を提供し、子どもの時期からの読書活動の推進に努めます。 【対象】子どもと保護者	継続	子育て支援課、こども育成課、学校教育課、生涯学習課
子どもの学びの支援	子ども会、公民館、放課後子ども教室、PTA、幼児学級等の各種活動を通して、地域や家庭においての子どもの学びを支援します。放課後子ども教室については、計画的に推進します。 【対象】子どもと保護者	継続	生涯学習課、学校教育課
地域交流活動の充実	季節行事等を通して、地域の方々との世代間交流、小学生や未就園児との異年齢児交流を行います。 【対象】子ども	継続	こども育成課、学校教育課



### 基本的な視点3 地域全体で子育てを応援するまちづくり

#### 基本目標7 子育てを支援する地域社会づくりの推進

様々な地域資源を活用して子育てしやすいまちづくりを進めます。子育て世帯だけでなく、地域住民が子どもと関わる活動に参加できるように、様々な主体の活動の支援や活動内容について発信し、子育て支援のネットワークを形成します。

#### 施策の柱1 地域子育て支援ネットワークづくり

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
地域情報提供体制の充実	地域子育て支援拠点を情報発信の場と位置付け、保育所(園)・幼稚園等と連携を図りながら、地域の情報提供に努めます。 【対象】子育て家庭	継続	子育て支援課
子育てボランティアの活動支援	地域で子育てを支える子育てボランティアの活動を支援します。 【対象】子育てボランティア	継続	健康推進課、 子育て支援課、 生涯学習課、 社会福祉協議会
地域住民の子育てへの参加促進	地域に住む誰もが子育てに関わる、支援できることがあることを周知し、子育てや子どもの見守りへの参加を促します。 【対象】地域住民	新規	子育て支援課

#### 施策の柱2 地域活動・仲間づくりの場の確保

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が相互交流し、子育ての相談・情報提供・助言などが受けられる場所として地域子育て支援拠点を開設し、在宅で子育てをしている家庭の支援を行います。 【対象】乳幼児と保護者	継続	子育て支援課
子育てサークルへの加入促進	母親クラブ等の子育てサークルのPRに努め、加入を促すとともに、安定的な運営を支援します。 【対象】乳幼児と保護者	継続	子育て支援課
子育てサロン等の開催	子育て中の親同士が気軽に交流できる場「サロン」を開催し、育児負担感の軽減に努める活動に取り組む団体を支援します。 【対象】乳幼児と保護者	継続	子育て支援課、 社会福祉協議会
子どもの学びの支援(再掲)	子ども会、公民館、放課後子ども教室、PTA、幼児学級等の各種活動を通して、地域や家庭においての子どもの学びを支援します。放課後子ども教室については、計画的に推進します。 【対象】子どもと保護者	継続	生涯学習課、 学校教育課
子どもイベントの開催	社会教育関係団体、市民団体、子ども関係団体等と行政が協働し、子どもと保護者向けのイベントを開催します。 【対象】子どもと保護者	新規	子育て支援課、 生涯学習課

### 施策の柱3 ボランティア人材の確保

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
福祉の意識の向上、ボランティア活動の推進	地域福祉に関するボランティアについての情報発信等を強化し、福祉に対するボランティア意識の向上に努めます。また、ボランティアについての養成や研修会を開きボランティア拡大に努めます。 【対象】市民	新規	地域福祉課
日本語教育講座の指導ボランティアの育成支援	笠岡国際交流協会による日本語教育講座(日本語講座指導ボランティアの育成活動)を支援します。 【対象】実施団体	新規	協働のまちづくり課

### 基本目標8 仕事と家庭の両立支援の推進

仕事と家庭、子育てが両立できる環境を目指し、育児休業の活用促進や職場復帰しやすい環境づくりや出産後の再就職を支援するとともに、性別に関わらず子育てに参加できるように男女共同参画の啓発及び推進を進めます。

### 施策の柱1 ワーク・ライフ・バランスの推進

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
育児休業制度活用促進の啓発	事業所への制度のPRに努め、気兼ねなく育児休業を取得できる労働環境づくりを推進します。 【対象】事業所	継続	子育て支援課、 商工観光課
子育てしやすい職場環境づくりの啓発	子どもを持つ親を職場全体で支えられるよう、理解・協力を求めています。 【対象】事業所	継続	子育て支援課、 商工観光課
産休明けの職場復帰しやすい環境づくり	安定的に乳児保育を実施できるよう、年度初めから保育士を余剰に確保する私立の保育園及び認定こども園に対して支援します。 【対象】社会福祉法人	新規	こども育成課
再就職に関する情報提供	事業所や関係機関と連携を図り、出産後の再就職を支援します。 【対象】再就職を希望する母親	継続	子育て支援課、 商工観光課

### 施策の柱2 男女がともに担う子育ての推進

主な取組	取組の概要	方向性	担当課
男女共同参画意識の啓発	家庭、地域、職場での性別による固定的な役割分担意識を見直すための啓発、広報活動を推進します。 【対象】市民、事業所	継続	人権推進課、 学校教育課
男性の育児参画の推進	妊娠期からの男性の育児への積極的参画を促進します。 【対象】市民、事業所	継続	子育て支援課

## 第7章 子ども・子育て支援事業計画

### 1 教育・保育提供区域の設定

#### (1) 設定の根拠(子ども・子育て支援法第 61 条)

子ども・子育て支援法では子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、市町村は教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を設定した上で、当該区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされています。

#### (2) 設定の目標

子ども・子育て支援法に基づく基本方針において示されている、「地理的条件」、「人口、交通事情その他社会的条件」、「教育・保育を提供するための施設の整備状況」等を二一ズ調査結果や幼稚園・保育所(園)等の施設の実態から総合的に勘案し、本市の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供基盤を向上かつ充実させて、必要なサービスを必要な時期に適切に提供していくことを目的として区域の設定を行います。

#### (3) 設定による効果

区域設定による基盤整備上の効果は主に次に掲げる事項となりますが、設定の前提として、区域を超えた利用ができないなど、実際の施設・事業等の利用に当たっての制限が生じることはありません。

- ①区域を設定することにより、各区域内の需要と供給を考慮した施設・事業の認可・認定の判断基準となります。
- ②区域内で供給が不足している場合は、各施設・事業の認可権者は原則認可等を行わなければいけないとされています。
- ③区域内で供給が過多となっている場合は、認可等をしないことができます。いわゆる需給調整を行うことが可能であるとされています。
- ④保護者等の就労の有無などに関わらず、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を一体的に供給できる「認定こども園」へ幼稚園や保育所(園)から移行する場合は、区域内で供給過多になっていても、事業者の移行希望等を踏まえ、量の見込みに加えて都道府県計画で定める数を設定する特例措置が設けられています。

#### (4) 本市の考え方

- ①現在、幼稚園・保育所(園)等は通園区域を設定していません。
- ②地域子ども・子育て支援事業の法定 13 事業の多くは、幼稚園や保育所(園)などに付随する事業という性質であるため、区域を分ける必要性がありません。
- ③今回の提供区域の設定は、教育や保育等のサービスの利用を制限するものではありません。

## 2 学校教育・保育の量の見込み・提供体制の確保

提供区域	年度 (西暦)	項目	1号認定	2号認定		3号認定	
				教育	保育	1・2歳児	0歳児
市内 全域	2018 (平成30)年度	実績①	193	0	765	369	108
		確保の内容②	1,080	0	800	431	130
		差引②-①	887	0	35	62	22
	2020 (令和2)年度	見込み①	138	5	731	361	131
		確保の内容②	1,095	15	801	422	135
		差引②-①	957	10	70	61	4
	2021 (令和3)年度	見込み①	129	5	703	385	116
		確保の内容②	1,095	15	801	422	135
		差引②-①	966	10	98	37	19
	2022 (令和4)年度	見込み①	123	5	694	405	110
		確保の内容②	960	15	831	422	135
		差引②-①	837	10	137	17	25
	2023 (令和5)年度	見込み①	117	5	750	370	105
		確保の内容②	969	15	825	419	135
		差引②-①	852	10	75	49	30
	2024 (令和6)年度	見込み①	114	5	754	352	101
		確保の内容②	254	15	845	404	135
		差引②-①	140	10	91	52	34

※量の見込み：年間の実利用人数

※認定区分：1号認定 幼稚園，認定こども園（3～5歳）

2号認定 保育所（園），認定こども園（3～5歳）

3号認定 " (0～2歳)

※実績：年間の実利用人数

※確保：定員数

### 【事業の概要】

教育・保育に関する施設・事業としては、小学校就学前の子どもが日常的に通う施設「教育・保育施設」と「地域型保育事業」に区分され、市内施設等は次のとおりです。（2019（平成31）年4月1日現在）

幼稚園：公立9園（定員 1,055 人）

保育所（園）：公立6園（定員 360 人），私立7園（定員 770 人）

認定こども園：私立2園（1号定員 25 人，2・3号定員 180 人）

事業所内保育事業所：市内3か所（従業員・地域卒の定員 48 人）

### 【今後の方針】

確保の内容は、まずは既存保育所（園），認定こども園の整備（新設，増改築）や，既存の幼稚園からの認定こども園への移行により適正な定員を確保します。3歳未満児については，希望する園に年度途中の入所が困難な場合もあることから，状況に応じて，0歳児から2歳児までの保育を対象とする地域型保育事業の認可などにより，定員確保を検討します。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保内容・実施時期

#### ①利用者支援事業

##### 【事業の概要】

育児・保育に精通した専任職員を子育て支援課等の窓口配置し、子ども及びその保護者等、または妊娠している方に対し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の必要な子育て支援サービスの情報提供や必要に応じ相談・助言等を行い、適切なサービスの利用につなげます。

##### 【今後の方針】

市役所（子育て支援課）、子育て世代包括支援センター「ほっと★はぐ」で継続して実施します。

（基本型1，母子保健型1）

単位：か所

提供地域	項目		直近の実績	2020	2021	2022	2023	2024
			2018 (平成30)年度	(令和2) 年度	(令和3) 年度	(令和4) 年度	(令和5) 年度	(令和6) 年度
市内 全域	量の見込み	基本型	1	1	1	1	1	1
		母子保健型	0	1	1	1	1	1
	確保の内容	基本型	1	1	1	1	1	1
		母子保健型	1	1	1	1	1	1

#### ②延長保育事業

##### 【事業の概要】

通常の保育時間終了後、希望する保護者を対象に約1時間延長して児童を預かり、保育を行います。

実施施設：市内私立保育所（園）7か所、私立認定こども園2か所

##### 【今後の方針】

現在市内の保育所等で充足しており、今後も事業を継続しサービスを提供します。

単位：人

提供地域	項目	直近の実績	2020	2021	2022	2023	2024
		2018 (平成30)年度	(令和2) 年度	(令和3) 年度	(令和4) 年度	(令和5) 年度	(令和6) 年度
市内 全域	量の見込み①	266	293	279	272	263	254
	確保の内容②	266	293	279	272	263	254
	差引②-①	0	0	0	0	0	0

※量の見込み：年間の利用人数

※確保の内容：実施施設の受入可能人数

### ③放課後児童健全育成事業

#### 【事業の概要】

授業の終了後、昼間に保護者がいない家庭の小学生を対象に、小学校の空き教室などで預かりを行います。

実施施設：12 小学校区 15 か所（17 教室）

《笠岡》笠岡ゆうゆうクラブ、笠岡児童クラブ「きらきら」

《中央》中央あいあいクラブⅠ・Ⅱ・Ⅲ、和光学童クラブ

《大井》大井のびのびクラブ、若竹ひまわりクラブ

《今井》今井グレープクラブ

《吉田》吉田どんぐりクラブ

《新山》新山つくしんぼクラブ

《北川》北川キララ

《金浦》金浦にこにこクラブ

《城見》城見なかよしクラブ

《陶山》陶山わくわくクラブ

《神内》神内すまいるクラブ

《大島》大島学童クラブ

#### 【今後の方針】

各小学校区での実施を継続することで充足が見込まれます。また、笠岡市立小・中学校の学校規模適正化計画を踏まえて、不足が生じた場合は実施場所の確保を図ります。

単位：人

提供地域	項目		直近の実績 2018 (平成30)年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
小学校区	量の 見込み ①	1年生	501	219	215	200	190	182
		2年生		131	128	120	114	110
		3年生		87	86	80	76	72
		4年生		60	61	61	61	58
		5年生		29	30	30	30	28
		6年生		10	10	10	10	9
		計		536	530	501	481	459
	確保の内容②	600	650	650	650	650	650	
	差引②-①	99	114	120	149	169	193	

※量の見込み：年間の利用人数（登録人数）

※確保の内容：実施施設の受入可能人数

#### ④地域子育て支援拠点事業

##### 【事業の概要】

乳幼児とその保護者が気軽に集まり相互の交流を行う場所を開設し、専任職員が子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行います。

実施施設：まや子育てサポートセンター（まや保育園）  
 笠岡中央子育て支援センター（和光保育園）  
 わかたけ地域子育て支援センター（若竹保育園）  
 子育てひろば「あおぞら」（認定 NPO 法人ハーモニーネット未来）  
 子育てひろば「おひさま」（大井児童館）

##### 【今後の方針】

現在市内5箇所での事業で充足しており、今後も継続しサービスを提供します。

単位：人、か所

提供地域	項目	直近の実績 2018 (平成30)年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
市内 全域	量の見込み①	20,603	20,726	20,153	20,497	19,638	18,808
	確保の内容②	5	5	5	5	5	5
		50,270	20,726	20,153	20,497	19,638	18,808
	差引②-①	29,667	0	0	0	0	0

※量の見込み：年間の延べ利用人数

※確保の内容：上段：実施施設数

下段：実施施設の受入可能人数

#### ⑤子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

##### 【事業の概要】

保護者が病気などで子どもの養育が一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子の保護が必要な場合に児童養護施設等で短期間、養育・保護を行います。

実施施設：児童養護施設「悲眼院」

##### 【今後の方針】

現在、実施事業で充足しており、継続してサービスを提供します。引き続き、児童養護施設で対応します。

単位：人

提供地域	項目	直近の実績 2018 (平成30)年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
市内 全域	量の見込み	1	3	3	3	3	3
	確保の内容	365	3	3	3	3	3
	差引②-①	364	0	0	0	0	0

※量の見込み：年間の延べ利用人数

## ⑥-1 一時預かり事業(幼稚園・認定こども園)

### 【事業の概要】

通常の教育時間終了後等に在籍園児等を対象に、家庭での保育が一時的に困難になった場合に幼稚園、認定こども園で一時的に預かります。

### 【今後の方針】

保護者の一時預かり利用に対応していくため、担当教員等の適切な配置をする等、保護者の要望に十分対応できるよう検討していきます。

単位：人

提供地域	項目		直近の実績	2020	2021	2022	2023	2024
			2018 (平成30)年度	(令和2) 年度	(令和3) 年度	(令和4) 年度	(令和5) 年度	(令和6) 年度
市内 全域	量の 見込み	1号	1,216	980	915	857	834	812
		2号	0	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025
		計	1,216	2,005	1,940	1,882	1,859	1,837
	確保の内容		1,216	2,005	1,940	1,882	1,859	1,837
	差引②-①		0	0	0	0	0	0

※量の見込み：年間の延べ利用人数

## ⑥-2 一時預かり事業(保育所(園)等)

### 【事業の概要】

保育所(園)入所児童以外の乳幼児を対象に、保護者の仕事などの都合や心理的・身体的負担のため、家庭での保育が一時的に困難になった場合に保育所(園)等で一時的に預かります。

※就学児については、⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(就学児のみ)に記載しています。

実施施設：和光保育園、子育てひろば「あおぞら」(認定NPO法人ハーモニーネット未来)

### 【今後の方針】

保育所(園)等における一時預かりと、ファミリー・サポート・センター事業により、需要に十分対応できるよう努めます。

単位：人

提供地域	項目		直近の実績	2020	2021	2022	2023	2024
			2018 (平成30)年度	(令和2) 年度	(令和3) 年度	(令和4) 年度	(令和5) 年度	(令和6) 年度
市内 全域	量の見込み①		2,471	2,109	2,005	1,953	1,885	1,818
	確保の 内容 ②	保育所等	1,666	2,109	2,005	1,953	1,885	1,818
		ファミサポ	805					
		計		2,471	2,109	2,005	1,953	1,885
	差引②-①		0	0	0	0	0	0

※量の見込み：年間の延べ利用人数

※確保の内容：実施施設の受入可能人数、実施機関の対応可能人数



## ⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(就学児のみ)

### 【事業の概要】

地域で子育てを応援してほしい人(依頼会員)と応援したい人(提供会員)が会員登録し、提供会員の居宅等で子どもを預かります。

※未就学児については、㊦-2 一時預かり事業(保育所(園)等)に記載しています。

実施機関：笠岡市ファミリー・サポート・センター

### 【今後の方針】

ファミリー・サポート・センター事業により対応しており、本市における供給量は現状でも充足していると考えられることから、今後も継続してサービスを提供します。

単位：人

提供地域	項目	直近の実績 2018 (平成30)年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
市内 全域	量の見込み①	6	325	325	325	325	325
	確保の内容②	6	325	325	325	325	325
	差引②-①	0	0	0	0	0	0

※量の見込み：年間の延べ利用人数

※確保の内容：実施機関の対応可能人数

## ⑧病児・病後児保育事業

### 【事業の概要】

子どもが病気の治療中や回復期にあり、集団保育や保護者による保育が困難な場合に、適切に対応できる施設で保育を行います。

実施施設：病児保育 すこやかキッズルーム(笠岡第一病院)

### 【今後の方針】

本市における需要に対して、現在の施設で十分な供給量が見込まれるため、引き続き事業を継続します。

単位：人

提供地域	項目	直近の実績 2018 (平成30)年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
市内 全域	量の見込み①	245	289	275	267	258	250
		101	42	41	38	36	33
	確保の内容②	346	331	316	305	294	283
	差引②-①	0	0	0	0	0	0

※量の見込み：年間の延べ利用人数(上段 市内、下段 市外)

※確保の内容：実施施設の受入可能人数

## ⑨妊婦健康診査事業

### 【事業の概要】

赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっているかなどを確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行います。

### 【今後の方針】

妊娠初期から出産までの健診のうち 14 回分を公費負担しており、妊婦健診を実施している医療機関での受診が可能となっています。

単位：人、件

提供地域	項目	直近の実績 2018 (平成30)年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
市内 全域	量の見込み	334	239	229	218	209	200
		2,334	3,346	3,206	3,052	2,926	2,800
	確保の内容	-	実施場所：医療機関 検査項目：国の定める基準による 実施時期：通年				

※量の見込み：上段：年間の受診者数（乳児の推計人数）

下段：年間の延べ受診件数（年間の受診件数×受診回数（14回））

## ⑩乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

### 【事業の概要】

保健師が乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うとともに、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行います。

### 【今後の方針】

計画期間の5年間に産まれるすべての子どもに全戸訪問を実施することに努めます。

単位：件

提供地域	項目	直近の実績 2018 (平成30)年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
市内 全域	量の見込み	205	239	229	218	209	200
	確保の内容	-	実施体制：保健師 実施機関：子育て支援課				

※量の見込み：年間の訪問件数（乳児の推計人数）

## ⑪養育支援訪問事業

### 【事業の概要】

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等により把握した養育に支援が必要な家庭を保健師が訪問し、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行います。

### 【今後の方針】

養育に支援が必要な家庭に対して、十分な訪問支援を実施します。

単位：件

提供地域	項目	直近の実績 2018 (平成30)年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
市内 全域	量の見込み	53	25	25	25	25	25
	確保の内容	-	実施体制：保健師 相談員 実施機関：子育て支援課				

※量の見込み：年間の延べ訪問件数

## ⑫実費徴収に係る補足給付事業

### 【事業の概要】

笠岡市から「子育てのための施設等利用給付認定」を受けた子どもが、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園において、「食事の提供（副食の提供に限る。）」を受けた場合に、その保護者に対し月額 4,500 円を上限に給付します。

- 対象者：・年収 360 万円未満相当世帯の子ども  
・小学校第 3 学年修了前の第 3 子以降の子ども

### 【今後の方針】

支援が必要な家庭に対し、今後も実施します。

提供地域	項目	直近の実績 2018 (平成30)年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
市内 全域	量の見込み	-	継続実施				
	確保の内容						

### ⑬多様な主体参入促進事業

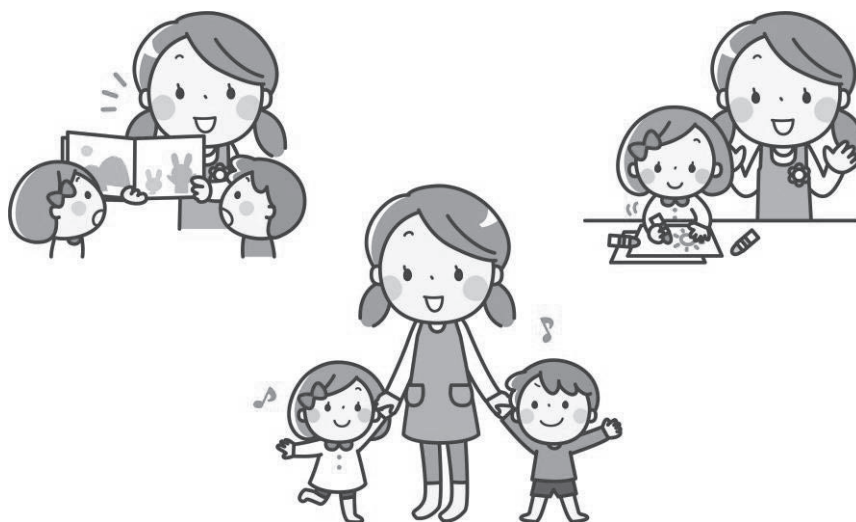
#### 【事業の概要】

保育所（園）などへの民間事業者の参入促進に関する調査研究や多様な事業者の能力を活用した保育所（園）等の設置・運営を促進します。

#### 【今後の方針】

本市では保育の需要量と供給量のバランスがとれており、更にこれからの少子化が進むと考えられますので、民間事業者の参入の必要性は低いと考えます。

提供地域	項目	直近の実績 2018 (平成30)年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
市内 全域	量の見込み	-	実施しない				
	確保の内容						



---

## 4 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

### (1) 認定こども園への移行に必要な支援と認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は幼稚園と保育所（園）の機能や特長をあわせ持つ施設です。利用者の就労状況に関わらず利用ができるため、保護者の就労状況等に变化があった場合も、継続して利用するという利点があります。中でも幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する”単一の施設”として制度が設計されています。

認定こども園への移行は、利用者ニーズを踏まえた上で、各幼稚園や保育所（園）の設置者が判断することとなりますが、現在の幼稚園や保育所（園）が認定こども園に移行するには、既存施設の改修や整備、職員体制の確保等が必要です。

本市では、公立施設については、「笠岡市就学前教育・保育施設再編整備計画」を策定し、公立の就学前教育・保育施設の集約と認定こども園への移行を図る中で、2024（令和6）年度までに現在ある公立施設を18園から9園に再編することとしています。また、私立施設に対しては、地域の実情や移行する認定こども園の類型等について情報提供を行い、認定こども園への移行を希望する施設が円滑に移行できるよう支援していきます。

## 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項

2019（令和元）年10月からの幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」においては、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮し給付方法の検討を行い、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について岡山県と連携し、円滑な実施の確保に向けた取組が重要となっています。

このことを踏まえ、本市における子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案し、支給方法について公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

具体的には、新制度未移行幼稚園の保育料、預かり保育利用料及び幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料については、各保育事業者の協力をいただき、無償化のメリットを実感いただけるよう法定代理受領による給付を基本とし、認可外保育施設等の利用料については償還払いを基本としています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、岡山県に対し施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく指導等の協力を要請し、連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

## 6 「新・放課後子ども総合プラン」に係る事業計画

国においては、共働き家庭等の子どもが安心して過ごせる場を提供するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めることを目的として、「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、本市における放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備を進めます。

現在、本市では島しょ部を除く12小学校区の児童に対し、放課後児童クラブが15か所（17教室）、放課後子ども教室が9か所で実施されています。

### (1) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の2024(令和6)年度に達成されるべき目標事業量

2024(令和6)年度までに、放課後子ども教室と一体型の放課後児童クラブを新設することを目指します。

### (2) 放課後子ども教室の2024(令和6)年度までの実施計画

現在9か所で行われている放課後子ども教室については、地域の実情に応じて、2024(令和6)年度までに新たな枠組を検討します。

### (3) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブと放課後子ども教室が施設・活動内容・活動日程等を協議検討する中で、両者の連携を深めます。

お互いの活動及び連携活動が安全に行うことができる環境を整えるよう努めます。

事業実施主体に関わるこども部局と教育委員会が連携して調整に努めます。

### (4) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

学校関係者に対し放課後児童クラブや放課後子ども教室の必要性、意義等について説明し、理解を得られるよう努めます。

小学校・教育委員会・運営組織など関係団体と将来的な施設の運営について協議し、施設の余裕スペースの利用や下校後の特別教室等の一時利用について検討し、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用を推進します。

---

**(5)特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策**

各クラブ指導員等に対し、専門機関による研修の提供や助言の確保に努めます。

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の学校関係者や各クラブ関係者に対し、情報提供や各種団体との調整を行います。

**(6)地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組**

地域の実情に応じて各クラブの運営委員会等で協議検討する中で、保護者ニーズに対応できるように努めます。

**(7)各放課後児童クラブが、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割をさらに向上させていくための方策**

地域の実情に応じた方策を主体的に検討する各クラブの運営委員会等に対し、情報提供や関係団体との調整を行います。

**(8)各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策**

地域の実情に応じた方策を主体的に検討する各クラブの運営委員会等に対し、情報提供や関係団体との調整を行います。



## 7 事業目標

### (1)地域・子ども子育て支援事業(法定 13 事業)

ニーズ調査結果，対象児童数の推移，各事業の利用状況・実現可能性等を総合的に勘案し，2024（令和6）年度の目標値を設定しました。

事業名		単位	2018 (平成30)年度 現状値	2024 (令和6)年度 目標値
1	利用者支援事業	施設数	2か所 2019(令和元)年度	2か所
	基本型	施設数	1か所	1か所
	母子保健型	施設数	1か所	1か所
2	延長保育事業	施設数	9か所	9か所
3	放課後児童健全育成事業	施設数	17か所 2019(令和元)年度	17か所
4	地域子育て支援拠点事業	施設数	5か所	5か所
5	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	施設数	1か所	1か所
6	一時預かり事業	施設数	8か所	8か所
	うち保育所(園)等	施設数	2か所	2か所
	うち幼稚園	施設数	6か所	6か所
7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	施設数	1か所	1か所
8	病児・病後児保育事業	施設数	1か所	1か所
9	妊婦健康診査事業	公費負担	14回分	14回分
10	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	状況把握率	100%	100%
11	養育支援訪問事業	訪問実施率	100%	100%
12	実費徴収に係る補足給付事業	実施の有無	なし	あり
13	多様な主体参入促進事業	-	なし	なし



## (2)その他事業

本計画が目指す将来像を実現するために、各基本目標で数値目標を設定しました。

基本目標		項目	2018 (平成30)年 現状値	2024 (令和6)年 目標値	
総合指標		笠岡市は安心して子どもを産み育てられると感じている市民の割合	41.4%	増やす	
1	幼児期の教育・保育 及び子どもの教育環 境の充実	待機児童数	0人	0人	
		保育所(園)・認定こども園(保育所 部分)・事業所内保育 (地域枠)定員	1,340人	現状維持	
2	子どもの健やかな 成長への支援の 充実	笠岡市子ども条例の認知度	6.9%	増やす	
		赤ちゃんの駅設置施設数	23か所	増やす	
		子ども食堂など(か所数)	6か所	増やす	
3	生まれる前からの 切れ目ない支援の 充実	乳幼児健康診査 受診率	乳児	97.8%	95%以上 維持
			1.6歳児	98.5%	
			3歳児	99.3%	
		予防接種率	BCG	86.5%	95%以上 維持
			麻疹・風疹	1期:87.5% 2期:94.2%	
		虫歯有病率	1.6歳児	1.6%	2.0%以下
3歳児	17.2%		20%以下		
4	支援サービス及び 情報提供の充実	休日保育事業実施箇所数	1施設	1施設	
		子育てコンシェルジュ, ほっと★はぐ利用者数	645人/年	増やす	
5	どの家庭も安心して 子育てできる環境の 充実	障害児保育事業の実施施設状況	全園で受入 可能	全園で受入 可能	
		児童発達支援の推進 (実施施設数)	4施設	現状維持	
		母子・父子自立支援プログラム策定数	-	増やす	
6	親の子育て力の向上	子育てに係る講座の開催数	10回/年	増やす	
7	子育てを支援する 地域社会づくりの 推進	地域子育て支援拠点事業利用者数	20,603人	増やす	
8	仕事と家庭の両立 支援の推進	育児休業取得率	母親	34.6%	増やす
			父親	3.6%	

## 第8章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 市民や関係団体等との連携・協働

子育てを社会全体で支援していくためには、市民、教育・保育施設関係者、学校関係者、事業所、行政及びその他子育ての関係団体・関係機関等を含め、地域社会全体で連携することが求められます。

本計画の推進に当たっては、幼稚園、保育所（園）及び認定こども園を始め、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及びその他関係団体・関係機関等との連携や情報の共有化を図ります。

また、家庭・地域・学校園等・事業所・行政等それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、そして協働して、子育て支援に関わる各種施策を計画的・総合的に推進します。

#### (2) 国・県との連携・働きかけ

本計画の取組には、市の単独事業に加えて、子ども・子育て関連3法等の法律や制度に基づく事業もあるため、国、県及び周辺の市町との連携を強化し、必要に応じて協力して計画を推進します。

また、子ども・子育て支援や次世代育成支援の充実にかかせない社会全体で取り組むべき課題としては、働き方の見直しや仕事と生活が調和する社会（ワーク・ライフ・バランス）の実現があります。したがって、仕事と子育ての両立がしやすい環境づくりに向けた取組については、社会全体で推進する必要性を発信し、国や岡山県に対して働きかけるよう努めます。

### 2 計画の進捗状況の管理・評価

本計画の目標を達成するためには、市民や様々な主体の協力が必要であり、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があります。したがって、本計画の内容は、ホームページや市広報紙で周知するとともに、進捗状況についても毎年公表することとします。

本計画に基づく施策の実施状況や施策に係る費用の使途実績等について、笠岡市子ども・子育て推進会議において、毎年度点検・評価を行います。事業計画策定後には、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況の管理・評価に当たっては、利用者の視点に立って点検・評価し、施策の改善につなげます。計画における量の見込みや確保方策等に変更の必要が生じた場合は、途中で内容を見直します。

## 資料編

### 1 用語解説

用語	解説
合計特殊出生率	15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値。
子育てコンシェルジュ	児童、保護者、妊婦の方の相談を伺い、教育・保育施設や地域の子育て支援事業など、その方にとって最適なサービスを紹介する。
スクールソーシャルワーカー	児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境である家族、友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職のこと。
パブリック・コメント	政策に関わる情報を中心に市の持っている様々な情報を市民と共有し、さらに市民からの意見を聴収する制度としている。 また、「笠岡市パブリック・コメント手続規則」を2008(平成20)年10月1日から施行している。
PDCAサイクル	Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Action(改善)の頭文字を取ったもので、行政政策や企業の事業活動に当たって、計画から見直しまでを一貫して行い、更にそれを次の計画や事業に生かそうという考え方。
ライフスタイル	生活の習慣や人生観・価値観などを含めた個人の生き方のこと。
ライフステージ	人間の一生を幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けた、それぞれの段階のこと。
ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活や地域活動等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

## 2 笠岡市子ども・子育て支援事業計画の策定経過

年月	会議等開催状況
平成 30 年 7 月 25 日	第 15 回笠岡市子ども・子育て推進会議 ニーズ調査の内容について協議
平成 30 年 10 月 31 日	第 16 回笠岡市子ども・子育て推進会議 ニーズ調査実施について協議
平成 31 年 2 月 27 日	第 17 回笠岡市子ども・子育て推進会議 ニーズ調査結果の報告
令和元年 6 月 12 日	第 18 回笠岡市子ども・子育て推進会議 第 1 期計画の進捗状況, 第 2 期計画骨子案の検討
令和元年 9 月 25 日	第 19 回笠岡市子ども・子育て推進会議 量の見込み・確保方策の検討
令和元年 11 月 27 日	第 20 回笠岡市子ども・子育て推進会議 第 2 期計画素案の検討
令和 2 年 1 ~ 2 月	パブリック・コメントの実施
令和 2 年 2 月 20 日	第 21 回笠岡市子ども・子育て推進会議 第 2 期計画原案の検討
令和 2 年 3 月 17 日	第 2 期計画(案)を市長へ報告

### 3 笠岡市子ども・子育て推進会議条例

平成25年9月30日

条例第24号

改正 平成29年3月15日条例第1号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項及び笠岡市子ども条例(平成24年笠岡市条例第28号。以下「子ども条例」という。)第16条の規定に基づき、笠岡市子ども・子育て推進会議(以下「会議」という。)を置く。

(職務)

第2条 会議は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事項
- (2) 子ども条例第15条第1項に規定する計画の策定及び同条第3項に規定する計画の評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議の委員は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (4) 関係機関又は関係団体から推薦された者
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席した委員の過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、こども部において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(笠岡市福祉施策審議会条例の一部改正)

2 笠岡市福祉施策審議会条例(平成12年笠岡市条例第59号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成29年3月15日条例第1号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### 4 笠岡市子ども・子育て推進会議委員名簿

敬称略

所 属 団 体 等	氏 名	備 考
公募委員	斎藤 武士	R2.2.27～ (～R1.12.25 小山 恵子)
かさおか母親クラブ協議会	東山 琴子	
笠岡市手をつなぐ親の会	野村 泉	
笠岡市保育協議会	山名 照知	
笠岡市民間保育所協議会	清水 明	
笠岡市公立保育所長会	城戸 美代子	R1.12.26～ (～R1.12.25 藤川 佐世子)
笠岡市校園長会(幼稚園長会)	上 蘭 泉	
笠岡市校園長会(小学校長会)	前田 知之	
笠岡市校園長会(中学校長会)	浅海 直哉	
社会福祉法人 笠岡市社会福祉事業会	中野 年朗	
笠岡市学童保育連絡協議会	佐藤 和子	
公立大学法人 岡山県立大学	近藤 理恵	
一般社団法人 笠岡医師会	宮島 裕子	
岡山県倉敷児童相談所	嶋田 俊幸	
笠岡市民生委員児童委員協議会	秋田 悦子	
笠岡市愛育委員協議会	浅野 ツヤ子	
認定特定非営利活動法人 ハーモニーネット未来	増岡 衣里	
笠岡商工会議所	重見 和彦	R1.12.26～ (～R1.12.25 石丸 央)
特定非営利活動法人 エブリイハート	丸山 和子	
笠岡市教育委員会	三谷 信恵	

(令和2年3月 31 日現在)



## 第2期笠岡市子ども・子育て支援事業計画

発行年月日 2020（令和2）年3月  
発行 笠岡市こども部子育て支援課  
〒714-8601  
笠岡市中央町1番地の1  
電話 0865（69）2132  
FAX 0865（69）2561